

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2025年3月28日 |
| 【事業年度】 | 第11期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日） |
| 【会社名】 | 株式会社シンカ |
| 【英訳名】 | Thinca Co.,Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 江尻 高宏 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区神田錦町三丁目17番地 |
| 【電話番号】 | 03-6721-0415（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 財務経理部長 市川 裕二 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都千代田区神田錦町三丁目17番地 |
| 【電話番号】 | 03-6721-0415（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 財務経理部長 市川 裕二 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第7期 | 第8期 | 第9期 | 第10期 | 第11期 |
|--------------------------------|----------|----------|----------|-----------|-----------|
| 決算年月 | 2020年12月 | 2021年12月 | 2022年12月 | 2023年12月 | 2024年12月 |
| 売上高 (千円) | 387,680 | 577,093 | 768,268 | 1,040,169 | 1,232,218 |
| 経常利益又は経常損失 () (千円) | 241,498 | 91,596 | 150,836 | 98,057 | 48,758 |
| 当期純利益又は当期純損失 () (千円) | 268,927 | 89,777 | 136,124 | 108,902 | 16,073 |
| 持分法を適用した場合の投資利益 (千円) | - | - | - | - | - |
| 資本金 (千円) | 202,426 | 99,000 | 99,000 | 99,000 | 383,999 |
| 発行済株式総数 | | | | | |
| 普通株式 | 28,734 | 28,734 | 28,734 | 2,692,320 | 3,164,320 |
| A種優先株式 (株) | 5,527 | 5,527 | 5,527 | - | - |
| B種優先株式 | 3,461 | 3,461 | 3,461 | - | - |
| C種優先株式 | 21,742 | 21,742 | 21,742 | - | - |
| D種優先株式 | 7,844 | 7,844 | 7,844 | - | - |
| 純資産額 (千円) | 508,937 | 419,160 | 283,035 | 391,938 | 978,011 |
| 総資産額 (千円) | 623,431 | 529,143 | 399,776 | 536,751 | 1,228,956 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 7,561.33 | 155.69 | 105.13 | 145.58 | 309.07 |
| 1株当たり配当額 (円) | - | - | - | - | - |
| (うち1株当たり中間配当額) (-) | (-) | (-) | (-) | (-) | (-) |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円) | 4,511.15 | 33.35 | 50.56 | 40.45 | 5.27 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円) | - | - | - | - | 5.08 |
| 自己資本比率 (%) | 81.6 | 79.2 | 70.8 | 73.0 | 79.6 |
| 自己資本利益率 (%) | 60.7 | 19.3 | 38.8 | 32.3 | 2.3 |
| 株価収益率 (倍) | - | - | - | - | 153.70 |
| 配当性向 (%) | - | - | - | - | - |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー (千円) | - | 97,262 | 185,697 | 146,663 | 101,623 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー (千円) | - | 22,012 | 8,917 | 35,077 | 64,918 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー (千円) | - | 3,297 | 3,297 | 10,560 | 615,807 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 (千円) | - | 416,430 | 218,516 | 319,540 | 972,053 |
| 従業員数 (名) | 45 | 38 | 53 | 55 | 64 |
| 株主総利回り (%) | - | - | - | - | - |
| (比較指標: -) (%) | (-) | (-) | (-) | (-) | (-) |
| 最高株価 (円) | - | - | - | - | 1,912 |
| 最低株価 (円) | - | - | - | - | 580 |

(注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第9期の期首から適用しており、第9期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 株式取得請求権の行使を受けたことにより、2023年8月14日付でA種優先株式5,527株、B種優先株式3,461株、C種優先株式21,742株及びD種優先株式7,844株を自己株式として取得し、その対価として普通株式を38,574株交付しております。また、2023年8月17日開催の取締役会決議に基づき、自己株式として保有するA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式をすべて消却しております。
5. 第7期、第8期及び第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、また1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。また、第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
6. 当社は、2024年3月27日に東京証券取引所グロース市場に上場したため、第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から第11期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
7. 第7期から第10期の株価収益率については、当社株式は非上場でありましたので、記載しておりません。
8. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
9. 第7期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
10. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満であるため、記載しておりません。
11. 第8期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。なお、第7期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しておりますが、当該各数値については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。
12. 当社は、2023年9月29日開催の取締役会決議により、2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()を算定しております。
13. 2024年3月27日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしましたので、第7期から第11期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。
14. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。なお、2024年3月27日付で同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。

2【沿革】

当社設立以後、現在までの沿革は次のとおりであります。

| 年月 | 概要 |
|----------|--|
| 2014年 1月 | 東京都文京区にて株式会社シンカ設立 |
| 2014年 8月 | クラウドサービス「おもてなし電話」の正式リリース |
| 2015年 5月 | 本社を東京都千代田区に移転 |
| 2015年12月 | 東日本電信電話株式会社と代理店業務委託契約を締結 |
| 2016年 7月 | 「おもてなし電話」通話録音機能の提供開始 |
| 2017年 7月 | 「おもてなし電話」SMS送信機能の提供開始 |
| 2017年 9月 | 本社を東京都新宿区に移転 |
| 2019年 3月 | 株式会社NTTドコモ（現エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）と取次契約を締結 |
| 2019年 4月 | 西日本電信電話株式会社と代理店業務委託契約を締結 |
| 2019年 9月 | 「おもてなし電話」電話音声テキスト化機能の提供開始 |
| 2019年11月 | 「おもてなし電話」をコミュニケーションプラットフォーム「カイクラ」へ名称変更 |
| 2020年 2月 | 「カイクラ」上でのSMS送信技術に関する特許を取得（特許番号：第6667683号） |
| 2020年 8月 | 「カイクラ」FaceTalk（ビデオ通話機能）の提供開始 |
| 2021年 3月 | 「カイクラ」通話録音テキスト要約機能の提供開始 |
| 2021年 5月 | 本社を東京都千代田区に移転 |
| 2022年 7月 | 大阪府吹田市に大阪支店を開設 |
| 2022年 9月 | 「カイクラ」携帯通録サービスの正式提供開始 |
| 2022年12月 | 福岡県福岡市博多区に九州開発センターを開設 |
| 2023年 5月 | 京都府京都市下京区に京都開発センターを開設 |
| 2023年 6月 | 「カイクラ」メール連携機能の提供開始 |
| 2024年 3月 | 東京証券取引所グロース市場に株式を上場 |
| 2024年 4月 | 本社を現在地（東京都千代田区）に移転 |
| 2024年 9月 | 「カイクラ」生成AIを活用したAIタスク抽出機能の提供開始 |

3【事業の内容】

当社は、「ITで世界をもっとおもしろく」を経営理念に掲げ、顧客対応業務の課題解決を目的としたクラウド型コミュニケーションプラットフォーム「カイクラ」を提供しております。近年、様々な分野においてテクノロジー化が進展しておりますが、中小企業等における顧客対応業務においては、未だテクノロジー化が遅れており、多くの課題が存在します。特に、電話を中心とした顧客とのコミュニケーションにおいては、コミュニケーションの記録がなされていない、または記録されていても顧客情報との紐づけが不十分であること、顧客対応が担当者のスキルに依存し属人化していること、組織として顧客とのコミュニケーション状況を把握・管理することが困難であること等の課題が顕著です。

これらの課題を解決するため、当社は“会話をクラウドでおもしろく”をコンセプトとする「カイクラ」を提供しております。「カイクラ」は、顧客（注1）に関する情報をクラウド（ ）上に集約し、カイクラユーザー（注2）のオフィスの固定電話への着信時に顧客情報をパソコン、タブレット、スマートフォン等の画面にポップアップ表示する機能を有しております。これにより、担当者は過去の会話履歴や録音記録を参照しながら対応できるため、顧客対応の質を向上させ、属人化を解消することができます。

さらに、「カイクラ」は、SMS（ ）送信機能、通話録音機能、ビデオ通話機能、携帯通話録音機能、メール連携機能等の機能を提供し、顧客との多様なコミュニケーションチャネルを一元管理します。これらの機能により、電話だけでなく、SMS、ビデオ通話、メール等のコミュニケーション履歴も顧客情報と紐づけて自動的に保存・管理することが可能となり、組織的な顧客管理を実現します。

また、販売面では、自社の販売部門や、販売代理店や取次店などの販売パートナーによる「カイクラ」の販売に加え、「カイクラ」の機能をより迅速に展開するため、「カイクラ」の一部機能を他社にOEM（ ）提供することで、先方の販売力とブランド力を生かして「カイクラ」機能の拡大を担っていただいております。

当社は「カイクラ」を通して、顧客との様々なチャネルによるコミュニケーションを自動で記録・整理し一元管理し、必要な時にこれを参照できるようにすることで、顧客とのコミュニケーションロスやクレームを減らし、カイクラユーザーと顧客の双方の満足度を向上させるとともに、コミュニケーションに関する業務の効率化やカイクラユーザーにとって優良な顧客の囲い込みを可能とすることで、「カイクラ」を利用する企業や店舗、個人事業主などの生産性の向上に寄与していきたいと考えております。なお、当社は、カイクラ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の開示を省略しております。

- （注）1．カイクラユーザーのお客様（カイクラユーザーが提供する製品・サービスを利用している企業や個人）
2．当社が提供する「カイクラ」を利用している、当社の直接のユーザー

(1) コミュニケーションプラットフォーム「カイクラ」

(a) 「カイクラ」の特徴

「カイクラ」は、企業活動で発生する様々なコミュニケーションのDX（ ）を実現するサービスであり、個別の機能として、オフィスの固定電話でのコミュニケーション支援機能やSMS送信機能、通話録音機能、ビデオ通話機能、携帯電話録音機能、及びメール連携機能などを備えております。「カイクラ」を使うことにより、顧客とのこうしたコミュニケーションを自動で記録・整理し、一元管理することが可能です（下図 ）。

例えば、固定電話とSMSなど、異なるコミュニケーション手段を用いて顧客とコミュニケーションを取った場合であっても、カイクラユーザーはカイクラを通じ、これらを自動で記録・整理し、顧客情報と関連付けして一元管理することが可能となります（下図 ）。その結果、「カイクラ」を導入したオフィスでは、コミュニケーションの属人化を排除することができ、電話対応者の業務経験やスキルに依存しない、より質の高い顧客対応が可能となります。

また、固定電話及び携帯電話の会話を「カイクラ」で録音した場合、AI（ ）により自動でテキスト化することができます。このテキスト化されたデータを用いて、「解約」等ビジネス上影響があると考えられる単語の強調表示や会話内で頻出する単語の分析などが可能となります。

「カイクラ」は、オフィスに設置したカイクラアダプターにより、そのオフィスへの固定電話への着信時に、インターネット回線を通じて関連する顧客情報やコミュニケーション履歴を自動で呼び出し、パソコン/タブレット/スマートフォンにこれらをポップアップします。カイクラアダプターを設置しても、カイクラユーザーは自身の固定電話番号などの電話環境を変更する必要はありません。

加えて、CTIを標準装備したクラウド電話サービス「カイクラフォン」の提供も開始しております（下図 ）。「カイクラフォン」はPCやスマートフォンアプリを用いて、固定電話の発着信を可能としており、オフィス以外でも固定電話業務を継続できることから、テレワークや外出先における電話対応の効率化を実現します。

上記により、顧客対応業務の効率を改善させ、電話対応の負担を軽減できることから、顧客満足度及び従業員満足度を向上させ、結果、カイクラユーザーの収益向上に貢献します。



(b) 「カイクラ」の主な機能

イ. 固定電話でのコミュニケーション支援

カイクラユーザーのオフィスの固定電話へ着信があった時に、関連する顧客情報や会話履歴を自動で呼び出し、パソコン/タブレット/スマートフォンにこれらをポップアップします。ポップアップさせる情報はカスタマイズ可能であり、例えば顧客氏名、住所、営業担当者、商品購入日、商品の詳細など、カイクラユーザーのニーズに合わせたオリジナルの画面を提供することができます。

また、カイクラユーザーが他社のCRM()システムを通じて顧客情報を管理している場合、API連携()により「カイクラ」とこれらCRMシステムとを連携させることが可能です。この場合、カイクラユーザーのオフィスへ着信があった時に、当該CRMシステムで管理されている情報を、「カイクラ」の画面上に表示させることができます。

これにより、電話の対応時に、カイクラユーザーが必要とする情報を確認できることから、よりきめ細やかで安定したコミュニケーションが可能となります。また、顧客情報はクラウド上のデータベースに蓄積されており、これは電話着信時だけでなくいつでも参照することができるため、カイクラユーザーは組織として、顧客情報やコミュニケーション履歴を管理することができます。

なお、カイクラ画面のイメージは以下のとおりです。



ロ．SMS送信

「カイクラ」の画面から、顧客や自社の従業員に対してSMSを送信することができます。SMSは携帯電話の番号に対して送信できるため、顧客への連絡や不在時の伝言に有効となります。また、「カイクラ」は送信したSMSの履歴を自動で記録し、顧客情報と関連付けて一元管理するため、どの顧客に・いつ・どのようなSMSを送信したか、顧客情報から検索できるだけでなく、カイクラユーザーのオフィスの電話に着信があった時にはその内容がパソコンなどの画面にポップアップされます。

さらに、「カイクラ」のSMS送信機能は予約送信機能を有しているため、例えば来店予約の前日に来店リマインドのメッセージを自動で送付するなど、いわゆるMA（ ）ツールとして利用することも可能です。



ハ．通話録音

カイクラユーザーのオフィスの電話の内容を自動で録音し保存することができます。また、この電話の会話内容をAIにより自動でテキスト化し、さらに生成AIによりそのテキストを要約することも可能です。

通話録音の音声データ及びそれをテキスト化したデータは、「カイクラ」により自動で顧客情報と関連付けられ、一元管理されます。

この通話録音機能により、カイクラユーザーは重要な会話などについてあとから聞き直すことができ、より適切な顧客対応が可能となります。また、会話のテキストデータは「カイクラ」上で検索や分析が可能となるため、「解約」「キャンセル」などの特定のキーワードが含まれている会話だけを抽出したり、どのようなキーワードが頻繁に使われていたりするのかなどの分析も可能となります。

通話録音機能に関する「カイクラ」の画面は以下のとおりです。



ニ．AI要約機能（テキスト要約、感情ラベリング）

「カイクラ」での通話内容を自動でテキスト化し、そのテキスト化済みの発着信履歴の内容をAIが要約します。また、要約した内容をもとにAIが話者の感情をラベリングすることも可能です。これにより、会話内

容のスムーズな共有や、話者の感情からクレームやカスタマーハラスメントの早期発見、対策も可能となります。

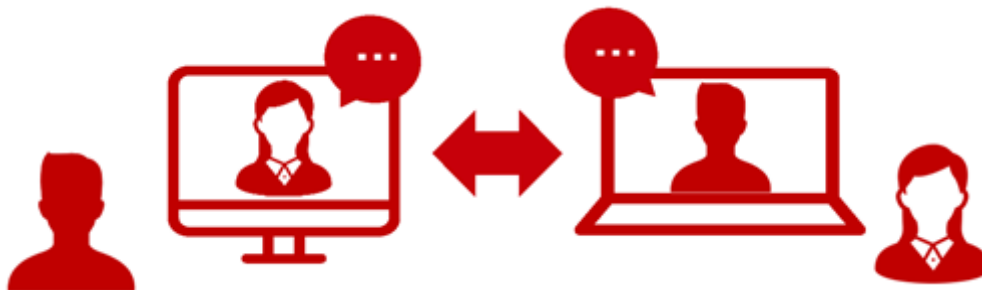
A I 要約機能のイメージ図は以下のとおりです。



ホ. ビデオ通話

「カイクラ」はビデオ通話機能を有しております。特定のアプリケーションのインストールは不要で、パソコンやスマートフォンのブラウザ上で簡単にビデオ通話を行うことができます。このビデオ通話機能ではカメラを通じた動画や音声だけでなく、パソコンやスマートフォンの画面の共有も可能であり、ビデオ通話内容を録画することも可能です。この録画データも「カイクラ」により自動で顧客情報と関連付けて記録・整理され、他のコミュニケーション履歴とともに一元管理されます。また、その履歴は必要に応じて検索が可能です。

ビデオ通話機能のイメージ図は以下のとおりです。



へ．携帯通話録音

「カイクラ」は、固定電話だけでなく、社用の携帯電話で会話した内容を自動で録音することができます。また、この電話の会話内容をA Iにより自動でテキスト化することも可能です。

この携帯電話での会話の音声データ及びそれをテキスト化したデータは、「カイクラ」により自動で顧客情報と関連付けて記録・整理され、他のコミュニケーション履歴とともに一元管理されます。その結果、カイクラユーザーはこの携帯電話での会話データを、顧客情報、オフィスの固定電話での会話内容、送信したSMS、ビデオ通話内容とともに参照することが可能です。

「カイクラ」の携帯通録は、録音データのアクセス権をアカウントごとに設定できるだけでなく、電話の相手先の属性ごとに、携帯電話での会話の録音可否を設定できます。このように、携帯電話での会話については、録音記録が必要な会話のみを記録し、必要な従業員にしかそれをアクセスできないようにすることで、個人情報やプライバシーに配慮しながら、必要な会話を一元管理することが可能となります。

携帯通話録音機能のイメージ図は以下のとおりです。

カイクラ携帯通録サービス



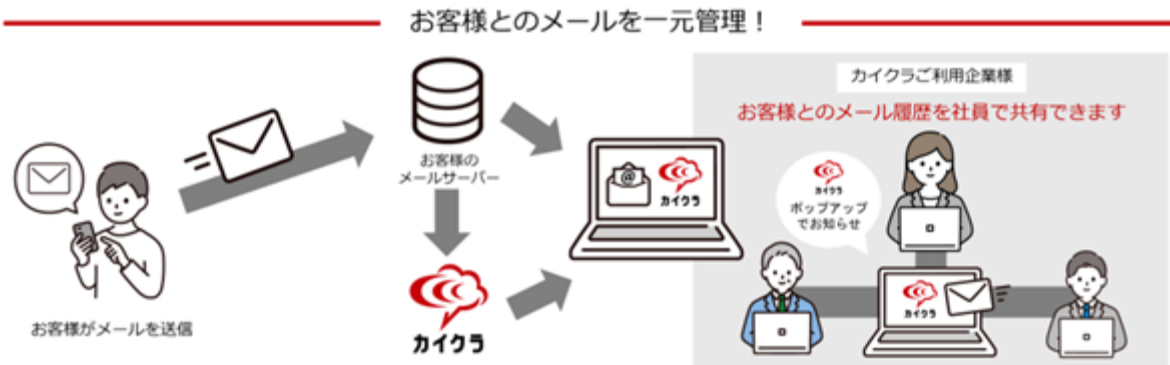
(注) 3．現在、携帯通話録音機能はNTTドコモ、au、SoftBankの提供する社用携帯電話のみ対応しております。

ト．メール連携

「カイクラ」は、オフィスの固定電話着信と同様に、メールの送信時及び受信時にその内容を「カイクラ」に取り込み、社内のチームメンバーに対してポップアップ通知することができます。これにより、「カイクラ」の画面上で顧客とのメールのやり取りを確認・共有できるとともに、固定電話やSMS、ビデオ通話、携帯電話など、「カイクラ」で一元管理されているその他のコミュニケーション履歴を参照しながらメール対応することが可能となります。

また、「カイクラ」に取り込むメールは顧客とのメールに限定し、その他の不要なメールは取り込まないなど、個人情報やプライバシーに配慮しながら必要なメールのみを一元管理することが可能です。

メール連携機能のイメージ図は以下のとおりです。

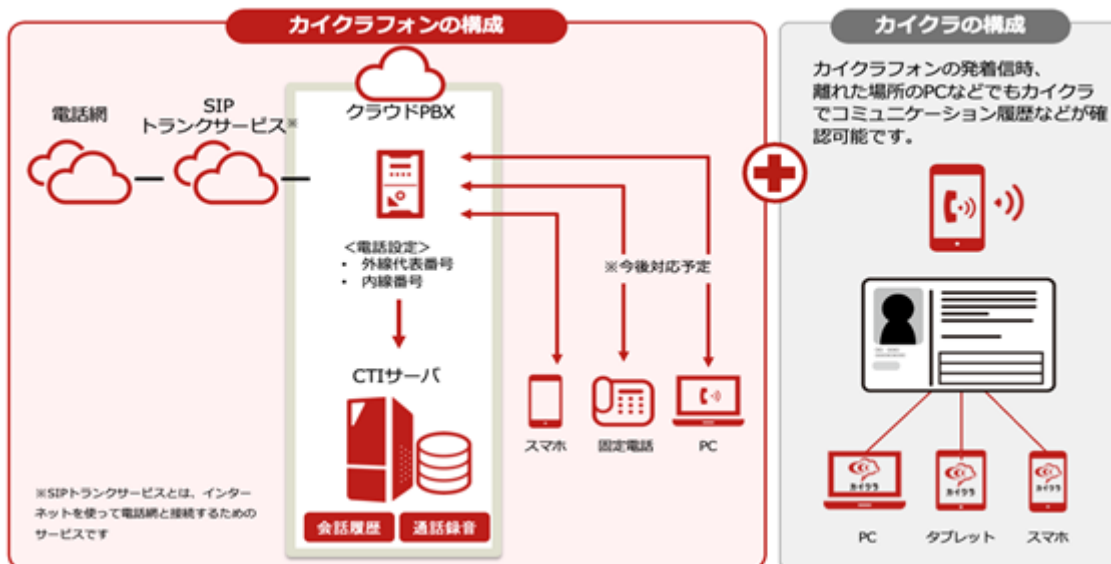


チ．クラウド電話（カイクラフォン）

「カイクラフォン」はCTIが標準装備されているクラウド電話です。本サービスの利用に際しては、専用機器の設置や電話番号の変更を行う必要がありません（注4）。PCやスマートフォン向けアプリを利用することで、オフィス外でも固定電話の発着信が可能となり、テレワークや外出先における効率的な電話対応が実現できます。また、本サービスはクラウドCTIが搭載されており、電話の着信時に顧客情報とコミュニケーション履歴を自動的に表示させることができ、迅速かつ効率的な電話対応が可能となります。

クラウド電話（カイクラフォン）のイメージ図は以下のとおりです。

（注）4．一部エリアに限定されます。順次拡大を予定しております。



(2) 「カイクラ」の収益構造

「カイクラ」の主な収益構造は、カイクラユーザーから得られる「カイクラ」の利用料収入であります。

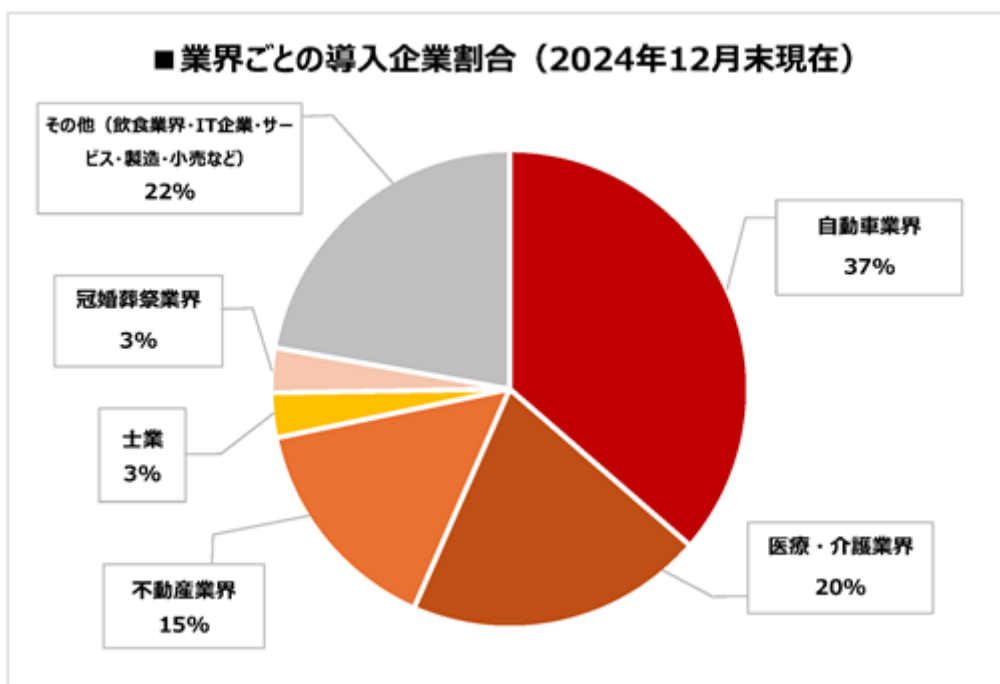
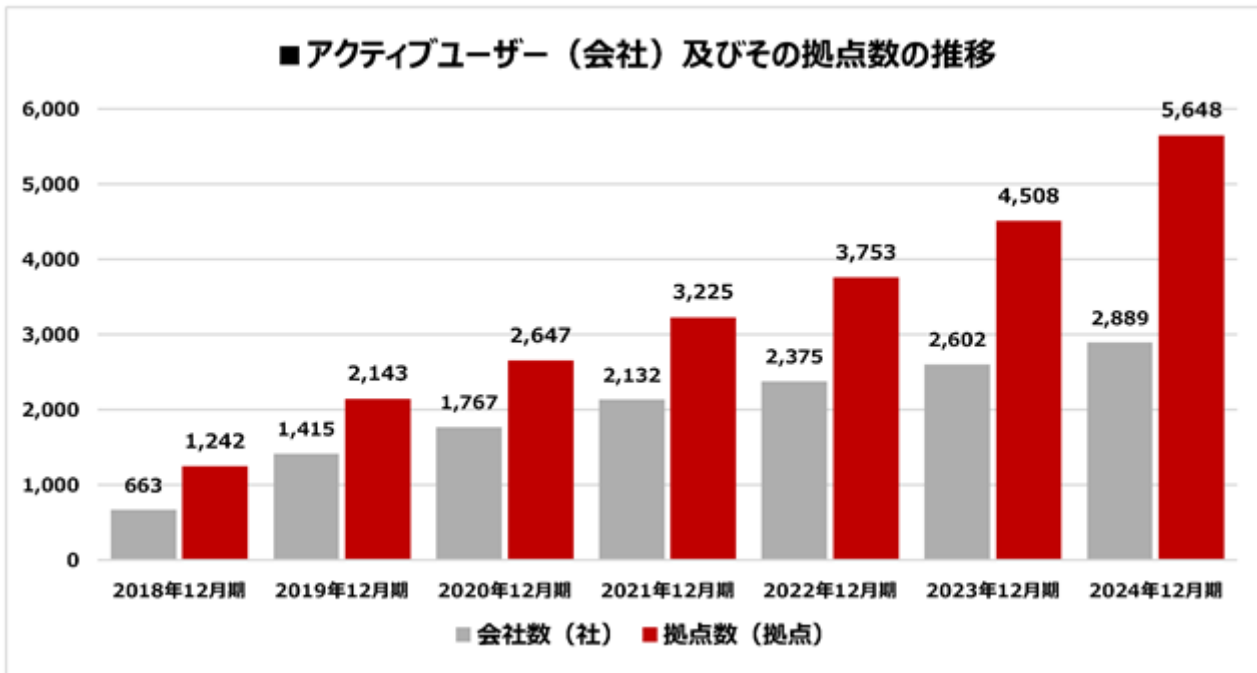
この利用料収入は、「カイクラ」導入時の初期費用、サブスクリプション（ ）型の月額利用料及びSMSなどの従量課金売上の3つから構成されます。

初期費用は「カイクラ」を導入した拠点ごとに収益計上されます。また、月額利用料及び従量課金売上は「カイクラ」を導入した拠点が継続して「カイクラ」を利用することで収益が計上されます。

当社の収益モデルは、「カイクラ」導入拠点数及びその利用量が増加するに従って月額利用料及び従量課金売上などの収益が増加する、いわゆるSaaS（ ）型の収益モデルとなっております。

2018年12月期以降の各期末時点でのアクティブユーザー（注5）（会社）及びその拠点数の推移、業界ごとの導入企業割合は以下のとおりです。

（注）5．アクティブユーザー：獲得したカイクラユーザーのうち、解約によりカイクラを利用しなくなったユーザーを除いたユーザー数



また、当社の事業系統図は以下のとおりであります。

[事業系統図]



<用語集>

下記は、「3 事業の内容」の文章中において で示した用語の本書内での意味を説明しております。

| 用語 | 説明 |
|-----------|--|
| クラウド | インターネット等を経由して、コンピュータ資源をサービスの形で提供する形態のこと。 |
| S M S | 「Short Message Service」の略称で、携帯電話の電話番号を使ってメッセージのやりとりができるサービスのこと。 |
| O E M | 「Original Equipment Manufacturing」の略称で、委託者や発注元の名称・ブランドで製品やサービスを生産・提供すること。 |
| D X | 「Digital Transformation」の略称で、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務や組織などを変革し、競争上の優位性を確立すること。 |
| A I | 「Artificial Intelligence (人工知能)」の略称で、コンピュータがデータを分析し、推論、判断、最適化提案、課題定義や解決、学習等を行う、人間の知的能力を模倣する技術のこと。 |
| C R M | 「Customer Relationship Management」の略称で、顧客管理のためのツールやシステムのこと。 |
| A P I 連携 | A P I は「Application Programming Interface」の略称で、A P I 連携とはアプリケーション間やシステム間でデータや機能を連携し、利用できる機能を拡張すること。 |
| M A | 「Marketing Automation」の略称で、ソフトウェアを利用してマーケティング活動を自動的に行うプロセスのこと。 |
| サブスクリプション | 顧客に対し提供するサービスの対価を、利用期間に応じて継続的に受領する収益モデルのこと。 |
| S a a S | 「Software as a Service」の略称で、クラウド上にソフトウェアを用意し、インターネット経由でその機能を利用できるサービスのこと。 |

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2024年12月31日現在

| 従業員数（名） | 平均年齢（歳） | 平均勤続年数（年） | 平均年間給与（千円） |
|---------|---------|-----------|------------|
| 64 | 38.3 | 3.2 | 6,511 |

(注) 平均年間給与は、賞与及び従業員持株会制度の特別奨励金を含んでおります。

| 事業部門の名称 | 従業員数（名） |
|---------------|---------|
| 営業部 | 12 |
| パートナー営業部 | 5 |
| アライアンス部 | 5 |
| カスタマーソリューション部 | 13 |
| グロースハック室 | 1 |
| 開発部 | 13 |
| コーポレート・サポート部 | 5 |
| 財務経理部 | 7 |
| 経営企画室 | 1 |
| その他 | 2 |
| 合計 | 64 |

(注) 1. 当社の事業セグメントはサイクル事業のみの単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載して
おります。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満であるため、記載しておりません。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営理念

当社は、企業の生産性と幸福度を世界一に導きながら日本をもっと元気でおもしろい国にしよう！そして世界をもっとおもしろくしよう！という思いから、「ITで世界をもっとおもしろく」を経営理念に掲げております。

この経営理念を実現するために、顧客とのコミュニケーションを自動で記録・整理し、一元管理することのできる「カイクラ」を開発・提供しております。

「カイクラ」を通してコミュニケーションテクノロジーを進化させ、人と人のつながりを強くし、あらゆる企業のコミュニケーションエラーを解消することで、ビジネスにおけるあらゆる会話をおもしろくする。そして、顧客も社員も社員の家族も、みんな幸せになる、また、毎日が本当に楽しいと思える、そんな社会を実現したいと考えております。

(2) 事業展開方針

短期的な方針

当社は、これまで自動車業界、不動産業界といった、顧客との継続的な関係性を重視する特定の業界をターゲットとして製品販売していましたが、同様のニーズを持つ新たなターゲット業界を新規開拓するとともに、より広い販売機会を求め、当社以外の企業とのアライアンス構築を行っております。さらに、大企業への「カイクラ」導入を目的としてNTTグループや大塚商会、SB C&Sとの協業を強化する一方で、拠点を多く持たない小規模な企業に対しては、「カイクラ」の一部機能を他社にOEM提供し、他社製品の一部として販売するなど、戦略的な販売活動を行っております。

また、商品戦略として、オフィスにおける固定電話でのコミュニケーションだけでなく、SMSやビデオ通話、携帯電話での通話やメールでのコミュニケーションなど、様々な種類のコミュニケーションを一元管理しておりますが、さらに別のチャネルのコミュニケーションを「カイクラ」に取り込むことにより、カイクラユーザーに対しより価値のあるサービスを提供し、コミュニケーションプラットフォームとしての地位を確立することを目指しております。

中長期的な方針

現在、「カイクラ」は固定電話や携帯電話などによる顧客とのコミュニケーションに対応しており、顧客情報やコミュニケーション履歴をデータベースで一元管理し、導入オフィスにおいて顧客対応の属人化を解消することを可能にしております。将来的には、蓄積されたデータに基づき会話の量や質、顧客とのリレーションを測定し、よりよいコミュニケーション方法を提案することで、顧客コミュニケーションの効率化と快適性の向上を図ってまいります。

また、日本のビジネス文化では、人と人との関係性を重視し会話や雑談を通じて人との距離を縮めようとする傾向がある一方で、会話によるコミュニケーション上の課題や非効率な顧客コミュニケーションが生じやすくなると考えております。当社は「カイクラ」の提供を通じ、コミュニケーションエラーや非効率を解消しながらも、会話や雑談を通じた温かみのあるコミュニケーションを拡げていきたいと考えております。

(3) 経営環境

当社は「カイクラ」をクラウドサービスとして提供しております。

当社が属するクラウドサービス市場は、クラウド技術の発展・普及によって、企業内に情報システムを構築することなくデータの共有や機能の拡張ができるようになったことから、国内でクラウドサービスを一部でも利用している企業の割合は、2023年時点で77.7%（出典：総務省「令和5年通信利用動向調査」）となっており、今後もその拡大が進むものと考えられております。

また、顧客ニーズの多様化により、消費者個人の嗜好に合わせたきめ細かな対応やサービスが求められる中、顧客情報管理の重要性が高まっております。CRMの活用により顧客とのコミュニケーションデータを蓄積し、失注やキャンセルといった課題を把握することで、顧客へのアプローチやサービス改善に活かすことが可能となります。また、リモートワークの普及や企業のデジタル化の促進の影響もあり、こうしたCRMを導入する企業は年々増加し、現在ではさまざまなCRMサービスが登場しております。

このような経営環境のもと、当社は「カイクラ」を開発・販売しております。顧客とのコミュニケーションは様々なチャネルを経由して行われますが、「カイクラ」を用いることにより、こうした様々なチャネルにおける顧客とのコミュニケーションを自動で記録・整理し、一元管理することが可能となります。その結果、カイクラユー

ザーは、顧客ニーズの分析、応答品質の向上、リスク管理といった顧客対応力を向上させることができることから、今後もそのニーズが広がるものと考えております。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

経営理念「ITで世界をもっとおもしろく」の追求及び企業ミッションである「企業のあらゆる会話をおもしろくする」の実現のためには、当社のサービスであるクラウドサービス「カイクラ」の認知度向上とさらなる普及が重要であると考えております。

当社は、さらなる事業推進のため、以下の7点を重要課題として取り組んでまいります。

販売力強化について

当社はこれまで、営業戦略として特定の業界を深掘りするT字戦略により、主に自動車業界、不動産業界における製品販売に注力してまいりました。当該戦略は一定の成果がありましたが、引き続き事業の持続可能性を高めるため受注件数を拡大させていくことが喫緊の課題であると認識しております。具体的には、自動車・不動産業界以外の新たな注力業界を新規開拓するとともに、特定の業界において影響力の強い企業とのアライアンス構築を行います。これらに加え、NTTグループや、2024年に業務提携を開始した大塚商会、SB C&Sとの協業について強化を行い、さらなる知名度向上と収益獲得に取り組んでまいります。また、多拠点を有する中規模以上の企業への販売に焦点を当てるなど、戦略的な販売活動を継続してまいります。さらにSMS等の従量課金サービスの利用促進等により、単価を上げたサービスとして収益力を向上させます。

認知度向上について

当社は、電話コミュニケーションを利用する企業は「カイクラ」を利用することで企業の生産性を高めると考えておりますが、「カイクラ」の認知度は総じて低く、顧客が「カイクラ」の利便性を認識していただくまでに相当の時間を要しております。そのため、当社は「カイクラ」及び当社の認知度向上が急務であると捉えており、これまで雑誌等のメディアや講演等に加え、オウンドメディアを通じた認知度向上を図ってまいりましたが、今後はより一層、問い合わせ及び受注可能性を高めるためのプロモーション及びマーケティングを強化する必要があると考えております。引き続き、費用対効果を勘案しながら、インターネット、リアルを問わず様々な施策を検討、実施してまいります。

カスタマーサクセス強化について

当社サービスを利用したカイクラユーザーの事業の成功は、当社サービスの継続的な利用につながり、カイクラユーザーの生涯価値の向上に寄与すると認識しております。そのため当事業年度におきましては、継続的にカイクラユーザーによるカイクラ利活用を促進するとともに、長期的に良好な関係を構築するために、カスタマーサクセスグループを強化してまいりました。今後は、よりカイクラユーザーへの価値提供を行うためにアップセルを強化していく必要があるとの認識を強めております。ただし、ユーザー数が増えれば増えるほど対応コストは増大化していくため、より効率的なカイクラユーザーへの対応方法の探索にも注力してまいります。引き続きカイクラユーザーの満足度の向上を図り、当社サービスのファン化、解約防止に努めつつ、オプションサービスの追加販売に注力してまいります。

商品力強化について

当社の主力商品である「カイクラ」は、通話録音機能、音声テキスト化機能、SMS送信機能、ビデオ通話機能など、固定電話や携帯電話でのコミュニケーションに多様なオプションサービスを提供し、企業の業務効率化と顧客対応の高度化を支援してまいりました。当事業年度においては、新たに通話中に発生するタスクやフォローアップ事項を自動で整理する「AIタスク抽出機能」や、カスタマーハラスメント対策として有用な「アラートワード機能」をリリースしました。これにより、従来のコミュニケーションの一元管理にとどまらず、管理した情報と顧客情報の連携を強化し、AI技術を活用することでさらなる利便性の向上を図っております。さらに、2025年1月より双方向番号ポータビリティ制度が導入され、一部地域においては電話番号を変更することなく、固定電話のクラウド化が可能となりました。この事業環境の変化に対応すべく、2025年1月にはCTI機能が標準装備されているクラウド電話サービス「カイクラフォン」をリリースいたしました。

当社は、コミュニケーションテック企業として、さまざまなコミュニケーション手段の統合が競争力の源泉であると考えております。そのため、今後も「カイクラ」をはじめとするサービス・商品の開発に関する投資を積極的に行い、より利便性の高いコミュニケーション環境の提供に努めてまいります。

組織力強化について

当社は、事業拡大に伴う人員不足を重要な課題としており、継続的な人材採用活動を推進いたしました。この結果、当事業年度は14名を正社員として採用しました。また、コロナ禍以降、リモートワーク制度やフレックスタイム制度を取り入れ、より柔軟な勤務を可能としました。

今後は、社会環境に適応するためにこうした柔軟な勤務体系を維持しつつ、当社で働く社員が一枚岩となるために、さらなる雇用環境の整備が必要であると考えております。具体的には、当社のミッション・ビジョン・バ

リユーの浸透、組織構成の再検討、社内教育制度の拡充、人事評価制度の整備・運用、賃金体系構築等の施策を通じて、組織強化に努めてまいります。

内部管理体制強化について

当社は、順調に業容が拡大している状況のもと、企業としての社会的責任は益々高まっているとの認識を強めています。これまでも経営管理体制の継続的な改善を行い、ガバナンス強化を図ってまいりましたが、コーポレート・ガバナンス強化のための積極的な取り組みは、企業価値向上の近道であると考えております。そのため、引き続きより良い組織体制の整備及び社内規程・業務マニュアル見直しを推進し、さらなる管理体制強化及び統制強化による事業リスク低減に努めてまいります。

財務基盤強化について

当社は、さらなる事業拡大のために、組織、営業、マーケティング、商品開発等様々な観点から戦略を策定しておりますが、当該戦略を遅滞なく実行するために、安定した財務基盤を確立・維持することが急務であると捉え、第三者割当増資や費用の見直しによる財務基盤強化に努めてまいりました。今後は引き続き、受注数増大のみならず、費用の見直しを定期的を実施するとともに、キャッシュ・フロー経営を推進することで、健全な財務基盤構築に努めてまいります。

(5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社の収益拡大が経営上の最重要課題であり、「カイクラ」の利用契約数の拡大がこれに寄与すると考えております。また、当社の主な収益モデルはサブスクリプション型であるため、毎月継続的に得られる収益も重要視しております。そのため、アクティブユーザー（注）1の会社数及び拠点数、MRR（Monthly Recurring Revenue）（注）2、月次解約率（注）3及びARPA（ユーザー1拠点あたりの売上単価）（注）4を経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標としております。

- （注）1．アクティブユーザー：獲得したカイクラユーザーのうち、解約によりカイクラを利用しなくなったユーザーを除いたユーザー数
- 2．MRR（Monthly Recurring Revenue）：各月の「月額売上」と「従量課金売上」の合計
- 3．月次解約率：当該月に解約したユーザーに関するMRR ÷ 前月末MRR
- 4．ARPA（ユーザー1拠点あたりの売上単価）：当該月のMRR ÷ 当該月末のアクティブユーザーの拠点数

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社は「ITで世界をもっとおもしろく」の経営理念を掲げ、これを実現するにあたり、当社の株主・役職員・取引先などのステークホルダーの利益を最大化させるだけでなく、当社に対する社会からの要請やステークホルダーの価値観の変化を察知し、長期的な展望で事業拡大を行うことが重要であると考えております。そのため、環境や経済を社会全体で保ち続けることを志向するサステナビリティは、当社事業にとって本質的に重要な事項であり、当社の持続的な発展とは切り離すことができない事項であると考えております。

当社はこれからも、株主・役職員・取引先などのステークホルダーだけではなく、我々の環境や社会も尊重し、サステナビリティを重要視した経営を行ってまいります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社は現在成長途上の会社であり、適切なガバナンスを整備することで、株主・役職員・取引先などのステークホルダーや社会に対して経営の透明性を担保しながら事業規模の拡大を行うことが重要であると考えております。

その実現のために、当社は「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載のとおり、取締役会、監査役及び監査役会、執行役員部長会、内部監査及びリスク・コンプライアンス委員会を適切に整備・運用するとともに、監査法人と適切なコミュニケーションを図っております。

(2) 戦略

当社は、サステナビリティを重視するためには適切な人材教育や、役職員が安心して働ける環境を整備することが重要と考えております。そのため、人事評価において仕事の成果だけではなく、当社の掲げるValue（行動指針）をどれだけ体現しているかを評価基準としており、中長期的な従業員の教育を図っております。

また、フレックスタイム制の採用やリモートワーク体制の確保など、従業員が柔軟に働ける環境作りを行っております。さらに、コンプライアンス研修やコンプライアンス管理体制の整備を通じてハラスメント防止策を講じるなど、従業員が安心して働き、自らの能力を最大限発揮することができるような就業環境を整備しております。

(3) リスク管理

当社は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載のとおり、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。このリスク・コンプライアンス委員会にてリスクの識別・評価を行うとともに、識別されたリスクに対して、対応策を策定し実施することで、リスクの管理と対応を行っております。

(4) 指標及び目標

当社の人材育成及び社内環境整備に関する方針に関する指標及び目標として、サステナビリティを重視した事業経営を行うためには不可欠の資源であり、また大事なステークホルダーである、「従業員数」を具体的な指標として考えております。

3【事業等のリスク】

当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性がある主要なリスクは以下のとおりであります。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に最大限の努力をしております。

また、当社として必ずしも重要な事業上のリスクに該当しないと考える事項につきましても、投資者の判断上、あるいは当社の事業活動を理解するうえで重要であると考えられるものについては、投資者に対する積極開示の観点から記載しております。当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 市場環境について（顕在化の可能性 小、影響度 大、発生時期 中長期）

当社は、クラウドサービスである「カイクラ」をSaaS形態によりサービス提供しております。当社が属するクラウドサービス市場におきましては、2023年のクラウドサービス利用企業の割合は77.7%となり（出典：総務省「令和5年通信利用動向調査」）、クラウドサービス利用や投資は継続して拡大基調にあります。しかしながら、今後、経済情勢や景気動向により同市場の拡大が鈍化、縮小するような場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、2025年1月より双方向番号ポータビリティ制度が導入され、固定電話の番号を変えることなくクラウド電話への切り替えが可能となりました。当社は、このような新制度に関する動向を常に注視し、制度の変更に対応した新サービスの提供に努めております。こうした取り組みの一環として、2025年1月にCTI機能を標準搭載したクラウド電話サービス「カイクラフォン」をリリースいたしました。しかしながら、今後の市場環境の変化や新制度のさらなる導入等により、当社の競争優位性が低下する可能性があります。その結果、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 競合他社の動向について（顕在化の可能性 中、影響度 大、発生時期 中長期）

当社は、大手上場企業や中小企業、店舗等に対して、クラウドサービス「カイクラ」を提供しております。「カイクラ」は、オフィスの固定電話着信時に顧客の属性や会話履歴をポップアップ表示する機能に加え、通話録音機能、音声テキスト化機能、SMS送信機能、メール連携機能、携帯電話でのコミュニケーションの統合・一元管理を実現するサービスです。また、2025年1月にCTIが標準装備されたクラウド電話「カイクラフォン」をリリースし、今まで以上に幅広いサービスを提供しております。

なお、「カイクラ」が提供する固定電話でのコミュニケーション支援機能、通話録音機能、音声テキスト化機能、SMS送信機能、メール連携機能、携帯電話録音機能等の各機能については、競合他社が存在しており、また、新規参入による競争激化の可能性もあります。「カイクラフォン」においても、同様のクラウド電話サービスを提供する競合他社との競争が想定されます。

当社は、技術動向を把握するとともに、カイクラユーザーのニーズを的確に捉えながらサービス開発を推進し、大口ユーザーには契約数に応じたボリュームディスカウントなどを行うことで、サービス面及び価格面での優位性を維持する方針です。しかしながら、同様のシステムを提供する競合他社の参入により競争環境が激化し、当社の優位性が低下する場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 技術革新について（顕在化の可能性 小、影響度 大、発生時期 中長期）

当社が事業を展開しているクラウドサービス市場は、技術革新が速く、当社の優位性を維持するためには、技術革新に即座に対応する必要があります。当社では、各種イベントやセミナーへの参加、社内の定期的な勉強会等を通じて、技術革新の動向を把握し社内情報共有するとともに、それに対応した新サービスの提供ができるよう努めております。しかしながら、当社が技術革新に対応できないような場合、または、当社が対応できないような技術革新が生じた場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) システム障害について（顕在化の可能性 小、影響度 大、発生時期 特定時期なし）

当社が提供する「カイクラ」は、その基盤をインターネット通信網に依存しております。このため、大規模な自然災害やテロ、戦争その他予期せぬ原因によりインターネット通信網が使用できない状態が生じた場合は、サービス提供の継続が困難となります。また、想定を超えるアクセス増加その他予期せぬ事象によるサーバダウンや当社が提供するサービスの予期せぬ不具合の発生等により、サービス提供が停止する可能性があります。このような事態を避けるため、システムやサーバの冗長化、稼働状況の監視やデータのバックアップ体制の整備、品質管理体制の強化等の対策を講じておりますが、将来においてこれらのような事態が発生した場合には、当社の事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 特定のサービスへの依存について（顕在化の可能性 小、影響度 大、発生時期 特定時期なし）

当社の売上高は、2024年12月期において、「カイクラ」によるものとなっております。当社では「カイクラ」を、より幅広いコミュニケーションを一元管理することでその競争力の維持・強化に努めておりますが、「カイクラ」の売上高が著しく減少した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 情報セキュリティ及び個人情報等の漏えいについて（顕在化の可能性 小、影響度 大、発生時期 特定時期なし）

当社は、主力サービスである「カイクラ」サービスを提供するにあたり、個人情報その他さまざまな機密情報をカイクラユーザーより受領する場合があります。

当社が取り扱う機密情報及び個人情報について、漏えい、改ざんまたは、不正使用等が生じる可能性が完全に排除されているとはいえ、何らかの要因からこれらの問題が発生した場合には、カイクラユーザーまたは顧客からの損害賠償請求や信用失墜等により、当社の事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、情報セキュリティに関連する各種規程類を整備するとともに、外部からの不正アクセス、コンピュータウイルスの侵入防止等について体系的な対策を講じて情報セキュリティ事故の未然防止に努めております。さらに、従業員に対しては、入社時及び年次で個人情報保護に関する研修を行うとともに、個人情報を取り扱う業務委託先に対しては、当社が預ける個人情報を適切に取り扱っているかどうかの確認を行い、情報管理への意識を高め、内部からの情報漏えいを防いでおります。

また、個人情報保護法への対応を推進し、プライバシーマークを取得して個人情報マネジメントシステムに則り、安全管理に努めております。

(7) 法的規制について（顕在化の可能性 小、影響度 大、発生時期 特定時期なし）

当社は、基本的な企業活動に関わる法的規制に加え、電気通信事業法、クラウドサービスにおけるセキュリティ、個人情報及びプライバシー保護等の法的規制を受けております。また、「コンプライアンス規程」、「リスク管理規程」、「反社会的勢力対策規程」、「内部者取引防止規程」やその他企業活動に関わる社内の規程やマニュアルを整備・運用することで、法令及び社内規程等の違反に係るリスク軽減を図っております。これら当社に適用される法的規制が改正・厳格化されることにより、サービス提供内容に制約が生じ、当社の事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 知的財産権について（顕在化の可能性 小、影響度 中、発生時期 特定時期なし）

当社が開発するシステムにかかる知的財産権について、第三者の知的財産権に抵触しないよう細心の注意を払っており、これまで第三者から侵害訴訟を提起されたことはなく、知的財産権の侵害を行っていないと認識しております。しかしながら、当社がそれと認識せずに第三者の知的財産権を侵害した場合には、損害賠償の請求、当該知的財産権の使用に対する対価の支払いまたはサービスの停止等が発生する可能性があり、当社の事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、第三者の知的財産権を侵害しないよう、必要に応じて弁護士や弁理士などの専門家と連携を取りリスクの軽減を図っております。

(9) アダプターの設置と確保について（顕在化の可能性 中、影響度 中、発生時期 特定時期なし）

当社が提供する「カイクラ」は、カイクラユーザーの拠点にアダプターを設置することでサービスの提供が可能となり、収益認識が開始されます。この設置工事が計画どおりに進まないような事態が発生した場合、またはカイクラアダプターが計画どおりに確保できなかった場合、当社の事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、自社において設置工事を行える従業員を確保するとともに、外部の設置工事業者に設置工事を委託できる体制を整えることで、設置工事が遅延するリスクの軽減を図っております。さらに、カイクラアダプターについてはその市場の需給を確認しながら必要十分な量を確保するとともに、次世代アダプターの探索を継続的に行うことで、アダプターが不足するリスクに備えております。

(10) 人材の確保と育成について（顕在化の可能性 中、影響度 中、発生時期 特定時期なし）

当社サービス提供の継続、発展、成長のためには、高い専門性を備えた人材（事業開発、エンジニア、コーポレート管理等）の採用、育成、維持が重要であると認識しております。当社が必要とする人材の確保が計画どおりに進まずに事業上の制約要因になる場合には、当社の事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、今後も事業規模の拡大に応じて、専門技術や知識を有する優秀な人材の中途採用に努めるとともに、教育制度の充実、人事評価制度の見直し、インセンティブの付与、労働環境の整備等、従業員の働きがいを向上させる取り組みを強化していく方針であります。

(11) 特定人物への依存について（顕在化の可能性 小、影響度 大、発生時期 特定時期なし）

当社の代表取締役社長である江尻高宏は、当社の創業者であり、創業以来の最高経営責任者であります。江尻高宏は、当社サービスの営業戦略及び開発に関する豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略の決定、遂行に極めて重要な役割を果たしております。当社では、幹部職員の拡充、育成及び権限委譲による分業体制の構築等により、経営組織の強化を図り、特定人物に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により江尻高宏の業務遂行が困難となった場合には、当社の事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 訴訟、係争の可能性について（顕在化の可能性 小、影響度 大、発生時期 特定時期なし）

当社では、本書提出日現在において業績に影響を及ぼす訴訟や紛争は生じておりません。しかしながら、今後何らかの事情によって当社に関連する訴訟、紛争が行われる可能性は否定できず、かかる事態となった場合、その経過または結果によっては、当社の事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 財務報告に係る内部統制に関するリスク（顕在化の可能性 小、影響度 中、発生時期 特定時期なし）

当社では、内部統制報告制度のもとで、財務報告の信頼性に係る内部統制の整備及び運用を重要な経営課題の一つとして位置づけ、整備・運用状況の評価及び改善に取り組んでおります。しかしながら、当社の財務報告に係る内部統制に重要な不備が発見される可能性は否定できず、将来にわたって常に有効な内部統制を整備及び運用できる保証はありません。さらに、内部統制には本質的に内在する固有の限界があるため、今後当社の財務報告に係る内部統制が有効に機能しなかった場合や財務報告に係る内部統制に重要な不備が発生した場合には、当社の事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 内部管理体制について（顕在化の可能性 小、影響度 中、発生時期 特定時期なし）

当社の継続的な成長には、倫理観を共有し、適切なコーポレート・ガバナンスを整備し、内部管理体制を整えることが重要であると認識しております。しかしながら、当社の事業成長に比べて内部管理体制の構築が間に合わない場合、適切な経営管理が行えず、当社の事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について（顕在化の可能性 大、影響度 小、発生時期 短期）

当社は、役員及び従業員に対するインセンティブを目的として新株予約権を付与しており、2024年12月末時点における付与数は370,840株であり、発行済株式総数に対する潜在株式数の割合は、11.7%となります。これらの新株予約権が行使された場合、当社株式が発行され、既存株主が保有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

(16) 配当政策について（顕在化の可能性 大、影響度 小、発生時期 短期）

当社は、株主に対する利益還元については経営の重要課題の一つと位置付けておりますが、当社は現時点において配当を実施しておりません。今後におきましては、経営成績、財政状態、事業計画の達成状況等を勘案しながら、株主への利益配当を検討していく方針であります。しかしながら、当社の事業が計画どおり推移しない場合など、配当を実施できない可能性があります。

(17) ベンチャーキャピタルの株式保有割合について（顕在化の可能性 大、影響度 小、発生時期 短期）

2024年12月末時点における当社の発行済株式総数は3,164,320株であり、このうち1,091,720株（発行済株式総数の34.5%）についてはベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合が保有しております。

一般的に、ベンチャーキャピタルが未上場会社の株式を取得する場合、上場後には保有する株式を売却しキャピタルゲインを得ることがその目的の一つであり、当社におきましても、今後、ベンチャーキャピタルにより株式が売却される可能性があります。そのような場合には、短期的に需要が悪化し当社の株価が低下する可能性があります。

(18) 調達資金の用途について（顕在化の可能性 大、影響度 小、発生時期 短期）

当社が2024年3月26日に実施した公募増資による調達資金は、当社サービスを開発するエンジニアや営業人員などの新規採用に伴う人件費、及びカイクラの認知を広げ販売機会を拡大するための広告宣伝活動に充当する予定であります。しかしながら、当初の計画に沿って調達資金を使用した場合でも、想定した投資効果が得られない可能性があります。

また、市場環境の変化により、計画の変更を迫られ調達資金を上記以外の目的で使用する可能性が発生した場合には、速やかに資金用途の変更について開示を行う予定であります。

(19) 業績に関するリスクについて（顕在化の可能性 大、影響度 小、発生時期 短期）

当社は、前事業年度より当期純利益について黒字を計上しておりますが、それ以前の期間においては、売上高及び売上総利益は継続的に増加していたものの、サービスの開発・改良、顧客基盤の拡大を重視し、多額の開発人件費やマーケティング費用を計上し、その結果、営業損失及び当期純損失を計上してまいりました。今後もサービス

向上のための開発人件費や顧客基盤拡大のためのマーケティング費用を費消し売上を拡大させていく見込みですが、想定していた効果を上げられない場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(20) 社歴が浅いことについて（顕在化の可能性 大、影響度 小、発生時期 短期）

当社は2014年1月に設立された社歴の浅い会社であります。前々事業年度までの期間においては、事業の立ち上げ段階であったことなどから、営業赤字及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上してまいりました。これまでの事業活動の結果、前事業年度において当期純利益の黒字を計上いたしました。当社は現在成長過程にあると認識しており、今後も当社の成長のための投資が必要となり、損失を計上する可能性があります。

当該状況についての分析・検討内容及び解消・改善するための対応策については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであり、当社の属するIT業界を取り巻く環境はスピードが速く流動的であるため、当社における経営計画の策定には不確定事象を含まざるを得ない状況にあります。当社は今後もIR活動などを通じて経営状態を積極的に開示していく方針ですが、過年度の経営成績のみでは、今後の当社の業績や成長性を判断するためには不十分である可能性があります。

(21) 投融資について（顕在化の可能性 小、影響度 大、発生時期 中長期）

当社は、現在において他社への投融資を行ってはおりません。しかしながら、今後の事業拡大のために、国内外を問わず出資、子会社設立、合併事業の展開、アライアンス、M & A等の投融資を実施する場合があります。

投資判断においては、当社との事業シナジー、投資先候補企業の事業計画、当社の財務状況や投資先候補企業への影響力等を考慮し、投融資額が適切な水準であることを慎重に確認し、投資判断を行う予定です。ただし、実行した投融資について当初想定した効果や収益が得られない場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(22) 過年度の経営成績及び税務上の繰越欠損金について（顕在化の可能性 中、影響度 中、発生時期 中長期）

当社は、過年度において当期純損失を計上していたため、当事業年度末において税務上の繰越欠損金が存在しております。一般的には、繰越欠損金を課税所得から控除することにより、税額を減額することができます。しかし、繰越期限の失効する繰越欠損金が発生した場合には、課税所得からの控除が受けられなくなることから、通常の税率に基づく法人税等が発生し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(23) 既存カイクラユーザーの継続維持について（顕在化の可能性 小、影響度 大、発生時期 特定時期なし）

当社は、「カイクラ」をサブスクリプション型で提供しており、カイクラユーザーが継続して「カイクラ」を利用することで月額利用料及び従量課金売上が継続的に発生します。そのため、当社の継続的な成長のためには、新規顧客の獲得のみならず、顧客満足度を高めることで既存カイクラユーザーを維持することが重要であると考えております。

既存のカイクラユーザーを維持するため、当社は商品開発に際してカイクラユーザーの要望を取り入れて商品開発を行っております。また、「カイクラ」導入時のオンボーディング活動やユーザーフォローアップなどのサポート活動を充実させることにより継続率の維持・向上を図っております。

また、予算及び中期経営計画は、過去の解約率実績を基に、一定率の解約が発生することを見込んで作成されておりますが、当社サービスの魅力の低下、競争力の強い競合他社の発生、当社サポート活動に対する満足度の低下等により、当社の想定を大幅に超える解約が発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(24) 固定資産の減損に関するリスク（顕在化の可能性 小、影響度 中、発生時期 特定時期なし）

当社は事務所設備、工具、器具及び備品やソフトウェア等の固定資産を保有しております。これらの固定資産について「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、減損の兆候が識別され、減損損失を計上すべきと判定された場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(25) 販売パートナーとの関係に関するリスク（顕在化の可能性 小、影響度 中、発生時期 特定時期なし）

当社の販売パートナーは、当社に見込み客の紹介を行い、または当社を代理して「カイクラ」の販売を行っております。販売パートナーの事業展開や事業方針の変更などにより当社と販売パートナーとの関係性が大幅に悪化し、当社が想定するような見込み客の紹介や販売代理活動が行われなくなったり、販売パートナーに対する手数料が大幅に値上げするなどの事態が発生した場合には、当社の収益性が低下し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という）の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による影響が和らぎ、雇用・所得環境の改善等もあり緩やかな回復基調となりました。一方で、中東地域をめぐる情勢やウクライナ情勢の長期化、世界的な資源・エネルギー価格の高騰、円安基調の経済情勢等を背景とした物価の上昇や金利上昇圧力の高まりなど、先行きが不透明な状態が続いております。

このような中、当社が属するクラウドサービス市場においては、デジタル化の進展とともに企業のDX（デジタルトランスフォーメーション）推進が加速し、クラウド技術の活用が一層拡大しています。総務省「令和5年通信利用動向調査」によると、国内でクラウドサービスを一部でも利用している企業の割合は年々増加しており、企業の業務効率化やデータ活用の高度化が進んでいます。さらに、政府においても「ガバメントクラウド」の整備が進められ、各府省庁が共同で利用するクラウド基盤の拡充が進行しており、今後もクラウドサービスの普及は一層進むものと予測されます。

このような状況のもと、当社は、「ITで世界をもっとおもしろく」を経営理念とし、当社サービスである「カイクラ」を提供してまいりました。「カイクラ」はもともと固定電話への着信時に顧客情報をポップアップ表示するCTI機能が中心でしたが、現在ではそれに加えて通話録音機能や音声テキスト化機能、SMS送信機能、ビデオ通話機能などを有し、また固定電話だけではなく携帯電話も含めた様々なチャネルのコミュニケーションを一元管理し、顧客情報と自動で紐づけを行っております。さらに現在「カイクラ」はAIを活用したテキストの自動要約、感情ラベリング等の機能を有しており、顧客とのコミュニケーションをよりきめ細かに分析することができるようになりました。

当事業年度においては、生成AIを活用し、通話中に発生する多様なタスクやフォローアップ事項を自動で整理する「AIタスク抽出機能」や、顧客対応業務におけるカスタマーハラスメント対策として有用な「アラートワード機能」をリリースいたしました。これにより、カイクラは、顧客コミュニケーションの改善や顧客満足度の向上に寄与するとともに、従業員のエンゲージメント向上にも貢献できるようになりました。

こうした「カイクラ」の継続的な開発を通じて、企業の顧客対応力の向上、業務効率化、リスク管理の高度化を支援し、クラウドサービス市場の成長とともに、当社の事業拡大を図ってまいります。

営業面では、前事業年度に引き続き、自動車業界や不動産業界などユーザーニーズの高い業界に対する「カイクラ」の営業に注力し、その結果大型拠点を獲得できたことなどにより、アクティブユーザーを継続して増加させることができ、当事業年度末のアクティブユーザー数は会社数で2,889社（前事業年度末比11.0%増）、拠点数は5,648拠点（前事業年度末比25.3%増）となりました。

以上の結果、当事業年度における当社の経営成績は、売上高1,232,218千円（前事業年度比18.5%増）、営業利益78,065千円（前事業年度比23.0%減）となりました。さらに、上場関連費用や本社オフィスの移転に関する事務所移転費用を営業外費用に計上した結果、経常利益は48,758千円（前事業年度比50.3%減）、当期純利益は16,073千円（前事業年度比85.2%減）となりました。

なお、当社の事業セグメントは単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

財政状態の状況

（資産）

当事業年度末における流動資産合計は1,105,847千円となり、前事業年度末に比べ666,466千円増加いたしました。これは、主に現金及び預金が652,512千円増加したことなどによるものであります。

当事業年度末における固定資産合計は123,109千円となり、前事業年度末に比べ25,738千円増加いたしました。これは、主に有形固定資産合計が25,538千円増加、無形固定資産合計が35,146千円増加、投資その他の資産合計が34,946千円減少したことなどによるものであります。

この結果、資産合計は1,228,956千円となり、前事業年度末に比べ692,205千円増加いたしました。

（負債）

当事業年度末における流動負債合計は250,944千円となり、前事業年度末に比べ128,007千円増加いたしました。これは、主に短期借入金が増加し90,000千円増加、未払法人税等が24,927千円増加、契約負債が14,188千円増加、未払消費税等が23,333千円減少したことなどによるものであります。

当事業年度末における固定負債合計は、前事業年度末に比べ21,875千円減少したことにより残高なしとなりました。これは、長期借入金が増え21,875千円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は250,944千円となり、前事業年度末に比べ106,132千円増加いたしました。

（純資産）

当事業年度末における純資産合計は978,011千円となり、前事業年度末に比べ586,073千円増加いたしました。これは、主に東京証券取引所グロース市場への新規上場に伴う新株発行等による資本金284,999千円の増加及び資本剰余金284,999千円の増加によるものであります。

この結果、自己資本比率は79.6%（前事業年度末は73.0%）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、972,053千円となり、前事業年度末に比べ652,512千円増加いたしました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は、101,623千円（前年同期は146,663千円の収入）となりました。これは、主に税引前当期純利益48,758千円の計上、減価償却費及びその他の償却費25,218千円、前渡金の減少額18,942千円により増加したこと、売上債権の増加額24,298千円、未払消費税等の減少額23,333千円により減少したことなどによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は、64,918千円（前年同期は35,077千円の支出）となりました。これは、主に基幹システムの開発などに伴う無形固定資産の取得による支出43,317千円、本社オフィスの移転などに伴う有形固定資産の取得による支出41,106千円、敷金及び保証金の回収による収入17,108千円などによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は、615,807千円（前年同期は10,560千円の支出）となりました。これは、主に東京証券取引所グロース市場への新規上場等に伴う株式の発行による収入569,999千円、短期借入れによる収入90,000千円などによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

当社は、サイクル事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は行っておりません。

a．生産実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

b．受注実績

当社が提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c．販売実績

当事業年度における販売実績を収益区分別に示すと、次のとおりであります。

| 収益区分 | 当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) | |
|--------|---|----------|
| | 金額(千円) | 前年同期比(%) |
| 初期売上 | 190,532 | 125.9 |
| 月額売上 | 871,850 | 116.6 |
| 従量課金売上 | 164,620 | 118.5 |
| その他 | 5,215 | 213.7 |
| 合計 | 1,232,218 | 118.5 |

（注）最近2事業年度における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がないため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(1) 経営成績の分析

(売上高)

前事業年度に引き続き、自動車業界や不動産業界などユーザーニーズの高い業界に対する営業や通話録音オプションの販売に注力いたしました。これにより、アクティブユーザーを継続して増加させることができ、当事業年度末のアクティブユーザー数は会社数で2,889社（前事業年度末比11.0%増）、拠点数は5,648拠点（前事業年度末比25.3%増）となりました。また、ARPA（ユーザー1拠点あたりの売上単価）は17,503円（前事業年度末比1.0%増）となりました。

さらに、獲得したユーザーのオンボーディング活動や、「カイクラ」の追加機能の開発にあたりユーザーの声を反映するなどの取り組みを継続することにより、当事業年度の月次解約率（年度平均）は前事業年度と同率の0.33%を維持することができました。

この結果、初期売上は190,532千円（前年同期比25.9%増）と前年同期から増加し、月額売上が871,850千円（前年同期比16.6%増）、従量課金売上が164,620千円（前年同期比18.5%増）と大きく伸長し、当事業年度の売上高は1,232,218千円（前年同期比18.5%増）となりました。

(売上原価、売上総利益)

カイクラアダプターの仕入やサーバ利用料などにより、売上原価は216,348千円（前年同期比25.3%増）となりました。アクティブユーザー数、アクティブ拠点数の増加やARPAの向上によりサブスクリプション収入が増加し、売上総利益率は82.4%（前年同期は83.4%）となりました。この結果、当事業年度の売上総利益は1,015,869千円（前年同期比17.1%増）となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当社の販売費及び一般管理費は、主に人件費、広告宣伝費、その他の経費で構成されております。今後の成長に備えた体制整備に伴い人件費が増加、また、一過性の事務所移転関連費用を計上した結果、当事業年度の販売費及び一般管理費は937,804千円（前年同期比22.4%増）となりました。この結果、当事業年度の営業利益は78,065千円（前年同期比23.0%減）となりました。

(営業外収益・営業外費用、経常利益)

保険返戻金等の計上により営業外収益は1,724千円（前年同期比252.6%増）、上場関連費用や事務所移転費用の計上により営業外費用は31,032千円（前年同期比717.6%増）となりました。この結果、当事業年度の経常利益は48,758千円（前年同期比50.3%減）となりました。

(特別利益・特別損失、法人税等、当期純利益)

前事業年度に引き続き、特別利益及び特別損失の発生はありません。主に法人税等調整額を17,704千円（前年同期は12,123千円）計上した結果、当事業年度の当期純利益は16,073千円（前年同期比85.2%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

財政状態の状況の分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当事業年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の資本の財源及び資金の流動性については、内部留保の充実を図るとともに、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させることと、株主への利益還元を考慮し実施していくこととしております。

当社の資金需要の主なものは、主たる事業であるカイクラ事業に係る仕入原価のほか、販売費及び一般管理費の人件費等の事業に係る運転資金であります。

当社は必要となった資金については、主として内部留保資金及び営業活動によるキャッシュ・フローによるものを活用しておりますが、安定的な財源確保のため、株式の発行による資金調達を行っております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積りによる不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積りとは異なる場合があります。詳細は「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当社は、急速に技術革新が進んでいる社会において、競争優位性を維持するために、継続的な研究・開発が重要であると認識しております。「ITで世界をもっとおもしろく」を経営理念に掲げ、人と人のつながりを強くし、あらゆる企業のコミュニケーションエラーを解消することで、ビジネスにおけるあらゆる会話をおもしろくする。そして、顧客も社員も社員の家族もみんな幸せになる、また、毎日が本当に楽しいと思える社会の実現を目指し、「カイクラ」に係る研究・開発を日々積み重ねております。

研究開発体制については、社外アドバイザーと連携を行いながら当社開発部が中心となり、技術革新の最新動向を収集し社内で情報共有するとともに、それに対応した新サービスを研究・開発しております。当社が目指す社会の実現に向け、引き続き研究開発活動に取り組んでまいります。

当事業年度の研究開発活動は、ITに関する技術調査や「カイクラ」の新規オプション開発に取り組んでまいりました。その結果、当事業年度において当社が支出した研究開発費の総額は41,952千円となりました。

なお、当社はカイクラ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において実施した設備投資の総額は85,965千円であります。内容は、主に事務所移転に伴う設備投資やパソコン等の情報機器取得による有形固定資産の取得44,956千円、「カイクラ」の追加機能開発や社内基幹システムの開発に係るソフトウェアの取得27,610千円、及び基幹システムの開発によるソフトウェア仮勘定の増加13,397千円であります。

なお、当事業年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社はカイクラ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

2024年12月31日現在

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 帳簿価額(千円) | | | | | 従業員数 (名) |
|-----------------|-------|------------|---------------|------------|-------------------|--------|-------------|
| | | 建物附属 設備 | 工具、器具 及び備品 | ソフト ウェア | ソフト ウェア 仮勘定 | 合計 | |
| 本社 (東京都千代田区) | 事務所設備 | 29,038 | 12,728 | 28,999 | 23,575 | 94,343 | 64 |

(注) 1. 当社はカイクラ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。

3. 賃借物件は本社を含む各拠点の事務所であり、年間賃借料は41,828千円であります。

4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満であるため、記載しておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度末現在における重要な設備の新設等の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 投資予定金額 | | 資金調達方法 | 着手及び完了予定年月 | | 完成後の 増加能力 |
|-----------------|--------|-------------|---------------|--------|------------|---------|--------------|
| | | 総額 (百万円) | 既支払額 (百万円) | | 着手 | 完了 | |
| 本社 (東京都千代田区) | 基幹システム | 51 | 37 | 自己資金 | 2023. 8 | 2025. 4 | (注) 2 |

(注) 1. 当社はカイクラ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2. 完成後の増加能力については計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 10,400,000 |
| 計 | 10,400,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 事業年度末現在発行数 (株) (2024年12月31日) | 提出日現在発行数(株) (2025年3月28日) | 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名 | 内容 |
|------|------------------------------------|-----------------------------|----------------------------|---|
| 普通株式 | 3,164,320 | 3,174,320 | 東京証券取引所 グロース市場 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。 |
| 計 | 3,164,320 | 3,174,320 | - | - |

(注)「提出日現在発行数」欄には、2025年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】
【ストックオプション制度の内容】
第1回新株予約権

| | |
|--|---------------------------------|
| 決議年月日 | 2015年12月2日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 外部協力者 1 (注)7 |
| 新株予約権の数(個) | 500(注)1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 20,000(注)1、5、6 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 25(注)2、6 |
| 新株予約権の行使期間 | 2016年2月1日～2026年3月31日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 25(注)6 資本組入額 13(注)6 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)4 |

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、40株であります。

但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 行使の条件は下記のとおりであります。

イ. 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、行使することができる。

ロ. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、新株予約権を相続しない。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は下記のとおりであります。

当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- 八．新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、付与株式数につき合理的な調整がなされた株（以下「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。
- 二．新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い方から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ホ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- ヘ．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。
- ト．その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- チ．譲渡による新株予約権の取得制限
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- 5．新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数
当社普通株式
当社普通株式の内容は、完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式であり、単元株式数は100株であります。
- 6．2023年9月29日開催の取締役会決議により、2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 7．付与対象者は、当社取締役に就任し、その後退任しております。そのため、本書提出日現在、付与対象者は元取締役1名となっております。

第2回新株予約権

| | |
|--|---------------------------------|
| 決議年月日 | 2017年7月10日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役 1 外部協力者 1 (注)7 |
| 新株予約権の数(個) | 2,515(注)1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 100,600(注)1、5、6 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 575(注)2、6 |
| 新株予約権の行使期間 | 2019年8月1日～2027年7月31日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 575(注)6 資本組入額 288(注)6 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)4 |

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、40株であります。

但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 行使の条件は下記のとおりであります。

イ. 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、行使することができる。

ロ. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、新株予約権を相続しない。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は下記のとおりであります。

当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- 八．新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、付与株式数につき合理的な調整がなされた株（以下「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。
- ニ．新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い方から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ホ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- ヘ．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。
- ト．その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- チ．譲渡による新株予約権の取得制限
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- 5．新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数
当社普通株式
当社普通株式の内容は、完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式であり、単元株式数は100株であります。
- 6．2023年9月29日開催の取締役会決議により、2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 7．付与対象者のうち、外部協力者1名は元取締役です。また、当社取締役1名は退任していることから、本書提出日現在、付与対象者は元取締役2名となっております。

第3回新株予約権

| | |
|--|---------------------------------|
| 決議年月日 | 2018年5月28日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役 1 (注)7 |
| 新株予約権の数(個) | 717(注)1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 28,680(注)1、5、6 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 650(注)2、6 |
| 新株予約権の行使期間 | 2020年6月1日～2028年4月30日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 650(注)6 資本組入額 325(注)6 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)4 |

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、40株であります。

但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 行使の条件は下記のとおりであります。

イ. 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、行使することができる。

ロ. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、新株予約権を相続しない。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は下記のとおりであります。

当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- 八．新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- 二．本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後払込金額に当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ホ．新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い方から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ヘ．新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- ト．増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- チ．譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- リ．新株予約権の取得事由
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- 5．新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数
当社普通株式
当社普通株式の内容は、完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式であり、単元株式数は100株であります。
- 6．2023年9月29日開催の取締役会決議により、2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 7．取締役の退任により、本書提出日現在、付与対象者は元取締役1名となっております。

第4回新株予約権

| | |
|--|---------------------------------|
| 決議年月日 | 2020年9月17日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役 1 当社従業員 42 (注)7 |
| 新株予約権の数(個) | 2,436(注)1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 97,440(注)1、5、6 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 663(注)2、6 |
| 新株予約権の行使期間 | 2022年10月30日～2030年6月18日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 663(注)6 資本組入額 332(注)6 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)4 |

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、40株であります。

但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 行使の条件は次のとおりであります。

イ. 新株予約権者は、当社の株式が金融商品取引所に上場している場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

ロ. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することはできないものとする。

ハ. 1個の本新株予約権の一部を行使することはできないものとする。

ニ. 新株予約権者は、本新株予約権の行使の時点において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、使用人又は顧問その他の継続的な契約関係にあるものであることを要する。但し、当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。

ホ. 新株予約権者は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、かかる事由の発生時点以後本新株予約権を行使することができないものとする。

イ) 新株予約権者が、破産手続開始又は民事再生手続開始の申立を受け、又は自らこれらのうちいずれかの手続開始を申し立てた場合。

ロ) 新株予約権者が、法令、定款又は当社の就業規則等の社内規則に違反した場合。

ハ) 新株予約権者が禁錮以上の刑(執行猶予が付された場合を含む。)に処せられた場合。

ニ) 新株予約権者が、当社の事前の書面による承諾を得ないで、()当社又は当社の子会社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競合する事業(以下総称して「競合事業」という。)を営む他の法人の役員に就任し又は就任することを承諾した場合、()競合事業を営む他の法人又は個人の使用人となった場合、()競合事業を営む法人又は個人との間で、顧問、相談役、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず、委任、請負等の継続的な契約を締結した場合、()競合事業を営む法人を直接又は間接に設立した場合。

- ホ) 反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力その他これらに準ずる者を意味する。以下同じ。)であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流又は関与を行っていることが判明した場合。
- へ) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は新株予約権者について次に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- イ) 当社は、新株予約権者がホ)の定めにより本新株予約権を行使することができなくなった場合、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者が保有する本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができるものとする。なお、当社が本新株予約権の一部を無償で取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。
- ロ) 当社は、当社の株主総会における総議決権数の過半数に相当する数以上の株式を保有する株主(複数の株主で総議決権数の過半数に相当する数以上の株式を保有する場合の各株主を含む。)から、当社の総議決権数の過半数に相当する数以上の株式の譲渡にかかる譲渡承認請求が行われ、当社において当該譲渡が承認された場合、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができるものとする。なお、当社が本新株予約権の一部を無償で取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。
- ハ) 当社は、以下のいずれかの議案が当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合には、当社の取締役会決議がなされた場合)、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができるものとする。なお、当社が本新株予約権の一部を無償で取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。
- ・ 当社が消滅会社となる吸収合併契約又は新設合併契約承認の議案
 - ・ 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ・ 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転計画承認の議案
 - ・ 当社の事業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡する契約承認の議案
 - ・ 全部取得条項付種類株式を取得する旨の議案
 - ・ 株式併合の議案
- ニ) 当社は、当社が株式売渡請求を承認した場合、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができるものとする。なお、当社が本新株予約権の一部を無償で取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。
4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は下記のとおりであります。
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割(当社が分割会社となる場合に限る。)、新設分割、株式交換(当社が完全子会社になる場合に限る。)、又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の本新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約、株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ. 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ロ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ハ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の目的となる種類及び数に準じて決定する。
- ニ. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
再編対象会社の条件等を勘案の上、合理的な調整をした金額とする。
- ホ. 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- へ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - ト．譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による本新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - チ．新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - リ．再編対象会社による新株予約権の取得
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- 5．新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数
当社普通株式
当社普通株式の内容は、完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式であり、単元株式数は100株であります。
- 6．2023年9月29日開催の取締役会決議により、2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 7．従業員の役員就任、役員の権利行使、退任及び従業員の退職等により、本書提出日現在、付与対象者は当社取締役1名、当社従業員は22名となっております。

第5回新株予約権

| | |
|--|--|
| 決議年月日 | 2022年12月26日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役 4 当社監査役 3 当社従業員 45 (注)7 |
| 新株予約権の数(個) | 3,103 [2,843] (注)1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 124,120 [113,720] (注)1、5、6 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 700 (注)2、6 |
| 新株予約権の行使期間 | 2024年12月27日～2032年12月15日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 700 (注)6 資本組入額 350 (注)6 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)4 |

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、40株であります。

但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$

3. 行使の条件は次のとおりであります。

イ. 新株予約権者は、当社の株式が金融商品取引所に上場している場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

ロ. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することはできないものとする。

ハ. 1個の本新株予約権の一部を行使することはできないものとする。

ニ. 新株予約権者は、本新株予約権の行使の時点において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、使用人又は顧問その他の継続的な契約関係にあるものであることを要する。但し、当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。

ホ. 新株予約権者は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、かかる事由の発生時点以後本新株予約権を行使することができないものとする。

イ) 新株予約権者が、破産手続開始又は民事再生手続開始の申立を受け、又は自らこれらのうちいずれかの手続開始を申し立てた場合。

ロ) 新株予約権者が、法令、定款又は当社の就業規則等の社内規則に違反した場合。

ハ) 新株予約権者が禁錮以上の刑(執行猶予が付された場合を含む。)に処せられた場合。

ニ) 新株予約権者が、当社の事前の書面による承諾を得ないで、()当社又は当社の子会社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競合する事業(以下総称して「競合事業」という。)を営む他の法人の役員に就任し又は就任することを承諾した場合、()競合事業を営む他の法人又は個人の使用人となった場合、()競合事業を営む法人又は個人との間で、顧問、相談役、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず、委任、請負等の継続的な契約を締結した場合、()競合事業を営む法人を直接又は間接に設立した場合。

- ホ) 反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力その他これらに準ずる者を意味する。以下同じ。)であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流又は関与を行っていることが判明した場合。
- へ) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は新株予約権者について次に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- イ) 当社は、新株予約権者がホ)の定めにより本新株予約権を行使することができなくなった場合、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者が保有する本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができるものとする。なお、当社が本新株予約権の一部を無償で取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。
- ロ) 当社は、当社の株主総会における総議決権数の過半数に相当する数以上の株式を保有する株主(複数の株主で総議決権数の過半数に相当する数以上の株式を保有する場合の各株主を含む。)から、当社の総議決権数の過半数に相当する数以上の株式の譲渡にかかる譲渡承認請求が行われ、当社において当該譲渡が承認された場合、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができるものとする。なお、当社が本新株予約権の一部を無償で取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。
- ハ) 当社は、以下のいずれかの議案が当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合には、当社の取締役会決議がなされた場合)、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができるものとする。なお、当社が本新株予約権の一部を無償で取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。
- ・ 当社が消滅会社となる吸収合併契約又は新設合併契約承認の議案
 - ・ 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ・ 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転計画承認の議案
 - ・ 当社が株式交付子会社となる株式交付計画承認の議案
 - ・ 当社の事業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡する契約承認の議案
 - ・ 全部取得条項付種類株式を取得する旨の議案
 - ・ 株式併合の議案
- 二) 当社は、当社が株式売渡請求を承認した場合、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができるものとする。なお、当社が本新株予約権の一部を無償で取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。
4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は下記のとおりであります。
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割(当社が分割会社となる場合に限る。)、新設分割、株式交換(当社が完全子会社になる場合に限る。)、又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の本新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約、株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ. 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ロ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ハ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の目的となる種類及び数に準じて決定する。
- ニ. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
再編対象会社の条件等を勘案の上、合理的な調整をした金額とする。

- ホ．新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い方から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - へ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - ト．譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による本新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - チ．新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - リ．再編対象会社による新株予約権の取得
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- 5．新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数
当社普通株式
当社普通株式の内容は、完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式であり、単元株式数は100株であります。
- 6．2023年9月29日開催の取締役会決議により、2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 7．取締役の退任、監査役の権利行使及び従業員の退職等により、本書提出日現在、付与対象者は当社取締役3名、当社監査役1名、当社従業員は33名となっております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総数 増減数(株) | 発行済株式総数 残高(株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金増 減額(千円) | 資本準備金残 高(千円) |
|---------------------|---|---|----------------|---------------|------------------|-----------------|
| 2020年12月25日 (注)1 | D種優先株式 7,844 | 普通株式 28,734 A種優先株式 5,527 B種優先株式 3,461 C種優先株式 21,742 D種優先株式 7,844 | 200,022 | 692,426 | 200,022 | 685,560 |
| 2020年12月31日 (注)2 | - | 普通株式 28,734 A種優先株式 5,527 B種優先株式 3,461 C種優先株式 21,742 D種優先株式 7,844 | 490,000 | 202,426 | - | 685,560 |
| 2021年12月3日 (注)3 | - | 普通株式 28,734 A種優先株式 5,527 B種優先株式 3,461 C種優先株式 21,742 D種優先株式 7,844 | 103,426 | 99,000 | 272,934 | 412,625 |
| 2023年8月14日 (注)4 | 普通株式 38,574 | 普通株式 67,308 A種優先株式 5,527 B種優先株式 3,461 C種優先株式 21,742 D種優先株式 7,844 | - | 99,000 | - | 412,625 |
| 2023年8月17日 (注)5 | A種優先株式 5,527 B種優先株式 3,461 C種優先株式 21,742 D種優先株式 7,844 | 普通株式 67,308 | - | 99,000 | - | 412,625 |
| 2023年10月25日 (注)6 | 普通株式 2,625,012 | 普通株式 2,692,320 | - | 99,000 | - | 412,625 |
| 2024年3月26日 (注)7 | 普通株式 467,000 | 普通株式 3,159,320 | 283,562 | 382,562 | 283,562 | 696,187 |

| 年月日 | 発行済株式総数 増減数(株) | 発行済株式総数 残高(株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金増 減額(千円) | 資本準備金残 高(千円) |
|---------------------|-------------------|-------------------|----------------|---------------|------------------|-----------------|
| 2024年10月17日 (注)8 | 普通株式 5,000 | 普通株式 3,164,320 | 1,437 | 383,999 | 1,437 | 697,625 |

(注)1. 有償第三者割当

D種優先株式 7,844株

発行価額 51,000円

資本組入額 25,500円

割当先 D C Iベンチャー成長支援投資事業有限責任組合、リード・グロース3号投資事業有限責任組合、京銀輝く未来応援ファンド2号投資事業有限責任組合、紀陽リース・キャピタル株式会社、High-Value C 1st投資事業有限責任組合、大分VCサクセスファンド6号投資事業有限責任組合、山梨中銀SDGs投資事業有限責任組合、トピラスシステムズ株式会社、株式会社テクニカ、株式会社エリッツホールディングス、有限会社大津冷凍工業

2. 資本政策上の柔軟性及び機動性を確保するため、資本金を減少してその他資本剰余金へ振り替えたものがあります。この結果、資本金が490,000千円(減資割合70.8%)減少しております。

3. 資本政策上の柔軟性及び機動性を確保するため、資本金及び資本準備金を減少してその他資本剰余金へ振り替えたものであります。この結果、資本金が103,426千円(減資割合51.1%)減少し、資本準備金が272,934千円(減資割合39.8%)減少しております。

4. 株式取得請求権の行使を受けたことにより、2023年8月14日付でA種優先株式5,527株、B種優先株式3,461株、C種優先株式21,742株及びD種優先株式7,844株を自己株式として取得し、その対価として普通株式を38,574株交付しております。

5. 2023年8月17日開催の取締役会決議に基づき、自己株式として保有するA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式をすべて消却しております。

6. 株式分割(1:40)によるものであります。

7. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,320円

引受価額 1,214.40円

資本組入額 607.20円

払込金額総額 567,124,800円

8. 新株予約権の行使による増加であります。

9. 2025年1月1日から2025年2月28日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が10,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ3,500千円増加しております。

(5)【所有者別状況】

2024年12月31日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数100株) | | | | | | | | 単元未満株式の状況 (株) |
|---------------|--------------------|------|----------|--------|-------|-----|--------|--------|------------------|
| | 政府及び地方公共団体 | 金融機関 | 金融商品取引業者 | その他の法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | 計 | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数(人) | - | 3 | 19 | 27 | 13 | 5 | 1,133 | 1,200 | - |
| 所有株式数 (単元) | - | 109 | 1,596 | 7,005 | 2,415 | 38 | 20,455 | 31,618 | 2,520 |
| 所有株式数の割合(%) | - | 0.3 | 5.0 | 22.1 | 7.6 | 0.1 | 64.6 | 100.0 | - |

(6) 【大株主の状況】

2024年12月31日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%) |
|---|--|--------------|---|
| DCIベンチャー成長支援投資事業有 限責任組合 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 515,680 | 16.29 |
| 江尻 高宏 | 東京都文京区 | 387,480 | 12.24 |
| 株式会社ナンディ | 東京都文京区小日向一丁目23番24号 | 280,000 | 8.84 |
| SBI AI & Blockchain投資事業有限責 任組合 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 | 250,000 | 7.90 |
| INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人インタラクティブ・ブ ローカーズ証券株式会社) | ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH, CONNECTICUT 06830 USA | 191,200 | 6.04 |
| 東京神奈川イノベーション応援1号 投資事業有限責任組合 | 東京都千代田区内神田一丁目9番5号 | 139,400 | 4.40 |
| NVCC 8号投資事業有限責任組合 | 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 | 116,000 | 3.66 |
| 光通信株式会社 | 東京都豊島区西池袋一丁目4番10号 | 106,300 | 3.35 |
| 株式会社SBI証券 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 | 94,800 | 2.99 |
| スターティアレイズ株式会社 | 東京都新宿区西新宿二丁目3番1号 | 60,000 | 1.89 |
| 計 | - | 2,140,860 | 67.65 |

(注) 前事業年度末において主要株主であった株式会社ナンディは、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年12月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|----------------|----------|---|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | - | - | - |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 3,161,800 | 31,618 | 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株 式であります。 また、単元株式数は100株 となっております。 |
| 単元未満株式 | 普通株式 2,520 | - | - |
| 発行済株式総数 | 3,164,320 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 31,618 | - |

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、成長に応じた株主の皆様への安定的な利益還元を経営上の最重要課題の一つとして位置付けており、将来の事業展開や経営基盤の強化に係わる内部留保を確保しつつ、財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に判断し、利益配当を行っていく方針であります。しかしながら、当社は現時点では成長過程にあり、当面は経営基盤の強化のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大のための投資に充当することで、企業価値を向上させることが株主に対する利益還元になるものと考えており、配当を行っておりません。

剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本方針としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨及び上記の他に基準日を設けて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。また、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当にかかる決定機関を取締役会とする旨を定款で定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「ITで世界をもっとおもしろく」という経営理念に基づき、持続的な成長と長期安定的な企業価値の向上、及び当社事業を通じた社会貢献を経営上の重要課題と考えております。

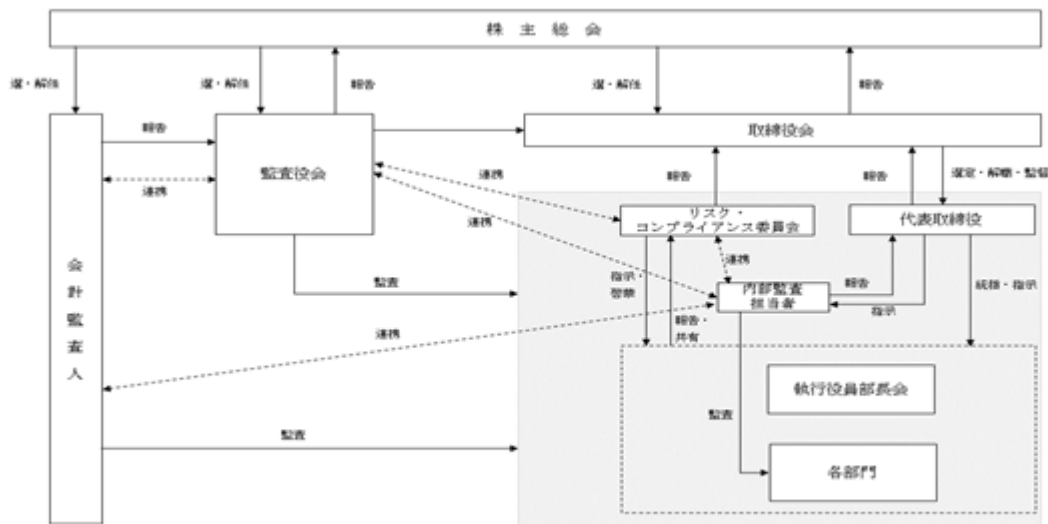
その実現のためには、法令を遵守し、事業活動の透明性と効率性を高めるとともに、株主や当社のお客様、取引先、従業員及び地域社会等の各ステークホルダーと良好な関係を構築しそれを維持することが重要であると考え、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、監査役会設置会社を採用しております。これは、経営意思決定機能と経営監視機能を分離することで、各監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監視する体制となることから、当社の経営の効率性と客観性を担保するために有効であると判断し、当該体制を採用しております。

会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。また、日常的な業務執行の迅速化、効率化を図るため、任意の機関として執行役員部長会を設けております。そのほか、企業活動に関わるリスクを適切に管理し会社として対応するとともに、法令等の遵守の促進や当社におけるリスク管理を目的としたリスク・コンプライアンス委員会を設置するとともに、日常的な業務の監査のために内部監査担当者を設置しております。これらの各機関が相互に連携することで、コーポレート・ガバナンス体制が有効に機能し、企業価値の継続的向上に繋がると考え、現在の体制を採用しております。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制の概要は以下のとおりであります。



a．取締役会

取締役会は、代表取締役社長江尻高宏を議長とし、取締役笹田直紀、社外取締役阿久津聡、社外取締役三木聡及び社外取締役田邊愛の5名で構成されております。取締役会は、原則として毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上の最高意思決定機関として、法令、定款及び当社諸規程に基づき、経営方針等の重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。

当事業年度における具体的な検討内容は以下のとおりであります。

- ・ 予算及び中期計画の策定
- ・ 社内規程の制定及び改訂
- ・ 月次決算報告
- ・ 営業状況報告
- ・ 商品開発状況報告
- ・ その他、会社法及び社内規程で定める決議・報告事項

当事業年度において当社は取締役会を年19回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

| 氏名 | 開催回数 | 出席回数 |
|-------|------|------|
| 江尻 高宏 | 19回 | 19回 |
| 石川 祐介 | 19回 | 19回 |
| 笹田 直紀 | 19回 | 19回 |
| 阿久津 聡 | 19回 | 19回 |
| 三木 聡 | 19回 | 19回 |

b．監査役及び監査役会

監査役会は、常勤監査役高橋京子を議長とし、非常勤監査役平松直樹、非常勤監査役山添千加美の3名で構成されております。監査役会は、原則として毎月1回の定期的な開催に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催し、法令、定款及び当社諸規程に基づき、監査に関する重要事項についての情報交換、協議及び決議を行うほか、常勤監査役から取締役等の業務執行状況等についての報告が行われております。また、各監査役は取締役会に参加し、取締役の職務執行状況の監査を行っております。

c．執行役員部長会

執行役員部長会は、代表取締役社長、常勤取締役、執行役員及び各部室長で構成されております。執行役員部長会は、代表取締役社長江尻高宏を議長とし、原則として毎週1回定期的に開催しているほか、必要に応じて臨時に開催しております。執行役員部長会では、全般的な業務執行に関する事項の協議や意思決定が行われるほか、月次決算の総括をはじめとした業務執行状況の共有を全社横断的に実施しております。

d．内部監査

当社は、会社の規模が比較的小さいため独立した内部監査部門は設けておりませんが、代表取締役社長が任命する内部監査担当者が、自己の属する部門を除く全部門に対して主にリスクベースによる監査を実施し、代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。代表取締役社長は、監査結果の報告に基づき、内部監査担当者を通じて被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。

e．リスク・コンプライアンス委員会

当社は、企業活動に関わるリスクを適切に管理し会社として対応するとともに、法令等の遵守を推進し、もって円滑な事業運営を実現することを目的として、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会の役割は以下のとおりであり、リスク・コンプライアンス委員会において報告、審議または決定された重要な事項については、適宜、取締役会において報告することとなっております。

(リスク管理に係る役割)

- ・ リスク管理に係る方針及び施策の策定
- ・ リスクの管理状況の把握及び監督
- ・ 危機発生時における統括
- ・ その他のリスク管理に関する監督

(コンプライアンスに係る役割)

- ・ コンプライアンスの推進に係る重要な方針・規程等の策定
- ・ コンプライアンス推進のための啓蒙活動
- ・ 法令及び定款、社内規程等への違反の対応
- ・ その他コンプライアンスの遵守に関する事項

なお、リスク・コンプライアンス委員会は、コーポレート・サポート部部長を議長とし代表取締役社長江尻高宏、取締役笹田直紀、常勤監査役高橋京子、各執行役員及び各部室長で構成されております。

f. 会計監査人

当社は会計監査人として太陽有限責任監査法人を選任しており、定期的な監査のほか、会計上の課題について、随時協議を行う等、適正な決算報告に努めております。

企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムについての基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、取締役会において「内部統制システム整備に関する基本方針」を決議し、その基本方針に基づき内部統制システムの整備・運用を行っています。その概要は、以下のとおりであります。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. コーポレート・ガバナンス

1) 取締役及び取締役会

取締役会は、法令及び定款に則り、経営の重要事項を決定し、取締役の業務執行を監督する。当社の取締役は、原則として月1回の定時取締役会を開催し、緊急議案発生の場合には、速やかに臨時取締役会を開催し、迅速な経営判断ができる体制を構築する。

2) 監査役及び監査役会

監査役は、法令の定める権限を行使するとともに、会計監査人及び内部監査人と連携して、「監査役会規程」、「監査役監査基準」、及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」に則り、取締役の職務執行について監査を実施する。

監査役会は、原則として月1回開催し、必要ある場合は随時開催する。

3) 内部監査

当社の業務全般にわたる管理・運営の制度及び業務遂行状況を検証・評価するため、内部監査に関する基本的事項を「内部監査規程」に定め、内部監査を実施する。

ロ. コンプライアンス

イ) 当社における企業倫理の確立並びに取締役及び使用人による法令、定款及び社内規程等の遵守の確保を目的とした「コンプライアンス規程」を定め、その目的達成のため諸施策を講ずる。

ロ) リスク・コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する重要な事項を報告、審議するとともに、当社におけるコンプライアンスの遵守状況について監督する。

ハ) コンプライアンスの所管部署であるコーポレート・サポート部は、法令等遵守体制の整備及びその遵守状況を監督するとともに、コンプライアンス意識を徹底・向上させるために、取締役及び使用人に対してコンプライアンスの教育・研修を継続的に実施する。

ニ) 内部通報制度を導入し、社内の不適正な行為または不祥事の実態等の未然防止並びに早期発見及び迅速かつ効果的な対応を図るとともに、コンプライアンスに関する使用人の声を経営に反映させる。

ホ) コンプライアンス違反等の行為が発見された場合には、コンプライアンス規程等に従い、外部専門家と協力する等、適正な対応に努める。

ヘ) 当社が行う業務に係る顧客等からの苦情等の処理については、「クレーム管理規程」を定め、その迅速かつ適正な解決を図る。

八. 反社会的勢力対策

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。その対応として、「反社会的勢力対策規程」等を定め、反社会的勢力との関係を遮断する。

二. 財務報告の信頼性

財務報告に関する内部統制を整備し、財務報告の信頼性を確保する。

(b) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ．リスク管理は、「リスク管理規程」に基づき、当社として一貫した方針の下に、効果的かつ総合的に実施する。
- ロ．当社の業務に内在するリスクを把握し、評価したうえで、具体的なリスク削減策等、及び当該リスク削減策等が有効に機能しているかどうかについてのモニタリングを実施する。
- ハ．リスク管理の所管部署であるコーポレート・サポート部は、リスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整、及び指示を行う。
- ニ．リスク・コンプライアンス委員会は、リスク管理に関する重要な事項を報告、審議するとともに、当社におけるリスク管理の状況について監督する。

(c) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ．取締役の職務の執行に係る重要文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）及びその他の重要な情報に関して、「文書管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」等を整備し適切に保存・管理する。
- ロ．これら重要文書やその他の重要な情報に関して、必要に応じて取締役及び監査役が閲覧可能な状態で管理する。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ．取締役は、「業務分掌規程」、「職務権限規程」、「稟議規程」等に基づき、重要性に応じた意思決定ルールに従うことで、意思決定の迅速化を図り、効率的に職務を執行する。
- ロ．毎月、定時取締役会を開催し、業務執行にかかわる重要事項の意思決定並びに取締役の経営計画に基づいた業務執行状況を監督する。
- ハ．中期経営計画、年度予算等を策定し、その進捗状況を定期的に検証し、対策を講ずることを通じて効率的な業務の執行を図る。

(e) 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ．監査役は業務執行状況を把握するため、必要に応じ重要な会議に出席できる。
- ロ．当社の取締役及び使用人は、監査役から業務執行について報告を求められた場合、または当社経営に著しく影響を及ぼす重要事項やコンプライアンス違反等の事実が生じた場合には、定められた諸規程等に則り、速やかに監査役に報告する。また当該報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止し、これを周知徹底する。
- ハ．監査役は代表取締役、内部監査人、及び会計監査人と定期的な情報・意見交換を行う。
- ニ．内部監査及び会計監査人の行う監査の結果とその改善状況は、監査役及び監査役会に報告される。
- ホ．必要に応じ、監査役の職務を補助する使用人を配置し、当該使用人は監査役の指揮・命令に服し、人事異動、処遇の変更については監査役の同意を要する。
- ヘ．監査役がその職務の執行のために費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。

b．リスク管理体制の整備の状況

当社では、「リスク管理規程」及び「リスク管理マニュアル」を定め、当社の業務に内在するリスクの洗い出し・評価、及び当該リスクへの対応方法の策定及びその検証を行っております。

また、企業活動に関わるリスクを適切に管理し会社として対応するとともに、法令等の遵守を促進することを目的とした「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、内部統制の体制整備・運営の推進を図っております。当社のリスク・コンプライアンス委員会は、コーポレート・サポート部部長を委員長とし、取締役（常勤）、監査役（常勤）、執行役員、部長、室長、及び委員長が指名する者をメンバーとして、3ヶ月に1度の頻度で開催しております。

リスク・コンプライアンス委員会は、コンプライアンスとともに、当社運営に関する統括的なリスク管理の報告及び対応策検討の場と位置付けており、全社的なリスクを統括的に管理し、想定されるリスクの特定、評価を行い、リスク低減のための体制整備・対策実行を推進しております。

更に、各部門の責任者は、担当部門のリスク管理責任者として日常の業務活動におけるリスク管理を行うとともに、リスクが顕在化し、その結果インシデントが発生した場合には、所定のプロセスに準拠し速やかかつ適切に管理を行っております。

c．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

d．役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の全役員であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により被保険者の職務執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等の損害が填補されることとなります。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。

e．取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨定款に定めております。

f．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、累積投票によらない旨を定款に定めております。

g．取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議において免除することができる旨を定款に定めております。

h．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

i．剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

j．自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性5名 女性3名（役員のうち女性の比率37.5%）

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|---------|-------|------------|---|-------|------------------|
| 代表取締役社長 | 江尻 高宏 | 1976年3月30日 | 2000年4月 株式会社日本総合研究所入社 2007年9月 株式会社船井総合研究所入社 2014年1月 当社 代表取締役社長（現任） 2023年7月 株式会社ナンディ 代表取締役社長（現任） | (注) 3 | 667,480 (注) 7 |
| 取締役CTO | 笹田 直紀 | 1978年6月20日 | 2005年4月 株式会社日本総合研究所入社 2019年8月 当社 入社 2021年3月 当社 執行役員CTO 2022年3月 当社 取締役CTO（現任） | (注) 3 | - |
| 社外取締役 | 阿久津 聡 | 1966年7月11日 | 1998年5月 カリフォルニア大学バークレー校経営学博士（Ph.D.） 1998年12月 一橋大学商学部専任講師 1999年4月 同大学大学院国際企業戦略研究科専任講師 2002年6月 同大学大学院国際企業戦略研究科助教授 （2007年より助教授から准教授へ名称変更） 2010年3月 株式会社大塚家具（現 株式会社ヤマダデンキ）社外取締役 2010年4月 情報・システム研究機構国立情報研究所 連携研究部門客員教授 2010年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科（現 経営管理研究科）教授（現任） 2013年9月 株式会社アダストリアホールディングス （現 株式会社アダストリア）社外取締役 2017年6月 株式会社ノジマ 社外取締役 2019年4月 WorkWay株式会社 社外取締役（現任） 2021年7月 当社 取締役（現任） 2022年6月 株式会社ヤクルト本社 社外取締役（現任） | (注) 3 | - |
| 社外取締役 | 三木 聡 | 1971年2月9日 | 1996年10月 株式会社ラック入社 1998年4月 有限会社ソフトワールド（現 株式会社ソ フトワールド） 取締役副社長 2002年8月 有限会社フィックスターズ（現 株式会社 フィックスターズ）設立 代表取締役 2002年10月 同社 代表取締役社長CEO（現任） 2008年10月 Fixstars Solutions, Inc. CEO 2012年10月 同社 Director（現任） 2018年2月 株式会社Fixstars Autonomous Technologies 代表取締役社長 2019年10月 株式会社Smart Opinion 代表取締役会長 （現任） 2019年12月 株式会社Fixstars Autonomous Technologies 取締役（現任） 2020年3月 オスカーテクノロジー株式会社 代表取締 役社長 2021年7月 一般社団法人長野イノベーションベース 代表理事（現任） 2021年11月 株式会社Fixstars Amplify 代表取締役会 長（現任） 2021年12月 オスカーテクノロジー株式会社 代表取締 役会長（現任） 2022年5月 一般社団法人量子技術による新産業創出協 議会 理事（現任） 2022年8月 当社 取締役（現任） 2023年3月 株式会社Drone Autopilot Lab 代表取締 役社長（現任） 2024年4月 株式会社Fixstars Investment 代表取締 役社長（現任） | (注) 3 | 6,900 |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-----|----|------|----|----|--------------|
|-----|----|------|----|----|--------------|

| | | | | | |
|-------|--------|-------------|--|------|---------|
| 社外取締役 | 田邊 愛 | 1986年1月21日 | 2011年12月 弁護士登録 2012年1月 堂島法律事務所 入所 2017年1月 関東財務局 証券検査官 2018年1月 証券取引等監視委員会事務局 検査官(半年間併任) 2019年1月 弁護士法人堂島法律事務所 入所(現任) 2021年6月 リスクモンスター株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2022年3月 インクグロウ株式会社 社外監査役(現任) 2022年10月 株式会社日本ナーシング&ホスピスケア 社外取締役 2023年3月 U b i e 株式会社 社外監査役(現任) 2025年3月 当社 取締役(現任) | (注)3 | - |
| 常勤監査役 | 高橋 京子 | 1968年11月10日 | 1991年4月 住友海上火災保険株式会社(現 三井住友海上火災保険株式会社)入社 2020年4月 MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社 監査部部長 2021年4月 三井住友海上火災保険株式会社 監査役室部長 2022年4月 同社 監査役室長 2022年4月 MS&ADシステムズ株式会社 取締役 2023年10月 株式会社アイスリーデザイン 監査役(現任) 2025年3月 当社 監査役(現任) | (注)4 | - |
| 社外監査役 | 平松 直樹 | 1975年9月19日 | 1998年4月 株式会社イトキン入社 2002年9月 K P M G 税理士法人入所 2010年5月 税理士法人フェアコンサルティング入所 2013年8月 フェアコンサルティングマレーシア出向 2016年1月 株式会社フェアコンサルティング入社 執行役員 2016年9月 K P M G 税理士法人入所 2018年8月 平松国際税理士事務所開業 所長(現任) 2019年4月 株式会社Virtusize 監査役(現任) 2020年3月 当社 監査役(現任) 2020年12月 株式会社V o o k 監査役 2022年4月 株式会社フェアベンチャーサポート入社(現任) | (注)5 | - |
| 社外監査役 | 山添 千加美 | 1980年10月28日 | 2007年12月 PwCあらた監査法人(現 PwC Japan有限責任監査法人)入所 2019年4月 山添千加美会計事務所設立 所長(現任) 2021年3月 tripla株式会社 常勤監査役(現任) 2023年4月 当社 監査役(現任) | (注)5 | - |
| 計 | | | | | 674,380 |

- (注) 1. 取締役 阿久津聡、三木聡及び田邊愛は、社外取締役であります。
2. 監査役 高橋京子、平松直樹及び山添千加美は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2025年3月27日開催の定時株主総会終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役 高橋京子の任期は、2025年3月27日開催の定時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 監査役 平松直樹及び山添千加美の任期は、2023年8月28日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
6. 当社では執行役員制度を導入しております。執行役員は以下のとおりであります。
執行役員 C P O 上田 友博
7. 代表取締役社長江尻高宏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社ナンディが所有する株式数280,000株を含んでおります。

8. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

| 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 所有株式数 (株) |
|-------|------------|---|--------------|
| 佐藤 未央 | 1975年3月19日 | 1997年4月 日本システムウエア株式会社(現 NSW株式会社)入社 2001年6月 デルタエージェント株式会社入社 2006年4月 最高裁判所司法研修所入所 2007年9月 弁護士登録(東京弁護士会所属) 2007年9月 弁護士法人古田&アソシエイツ法律事務所(現弁護士法人クシア法律事務所)入所 2015年1月 同事務所 パートナー弁護士 2015年5月 株式会社イーゲル 社外取締役(現任) 2015年11月 A.佐川法律事務所 パートナー弁護士(現任) 2019年3月 K I Y Oラーニング株式会社 社外監査役(現任) 2021年6月 アイエックス・ナレッジ株式会社 社外取締役就任(現任) 2021年7月 株式会社C L U E 社外監査役 2022年11月 株式会社キャスター 社外監査役(現任) 2023年8月 当社 補欠監査役(現任) | - |

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は3名、社外監査役は3名であります。

社外取締役阿久津聡は、マーケティングやブランド戦略等の研究を通じ、会社経営に関して理論に根差した深い知識と造詣を有しており、また、様々な種類の上場会社の社外取締役を歴任しており会社経営に関する実地経験も豊富であることから、当社の社外取締役として適任であり、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役三木聡は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の社外取締役として適任であり、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。同氏と当社との資本的関係として当社株式6,900株を保有している他は人的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役田邊愛は、法律事務所にて活躍する傍ら上場会社の社外取締役と社外監査役を歴任してきており、法律の専門家として企業法務やそれらに付随することに幅広く精通していることから当社の社外取締役として適任であり、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

常勤監査役の高橋京子は、大手保険会社で培われたコーポレートガバナンスや監査業務の経験や知見を有し、また、他社での取締役や監査役の経験に基づき、客観的な見地から当社の社外監査役として適任であり、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

非常勤監査役の平松直樹は、税理士資格を有し、大手税理士法人でのIT企業やベンチャー企業の税務戦略、M&A及び資本政策に関する豊富な経験を有しており、当社の社外監査役として適任であり、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

非常勤監査役の山添千加美は、公認会計士として大手監査法人にて長年企業の会計監査業務に携わり、財務、会計等に関する高度な知識、経験を有しており、また、事業会社の監査役としての業務経験から、当社の社外監査役として適任であり、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査人との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会・監査役会において内部監査、監査役監査及び会計監査の結果、その他の重要事案についての報告を受け、社外取締役及び社外監査役の専門性、経験、知見に基づく発言・提言を行っております。

社外監査役は、監査役会で策定された監査方針、監査計画に基づき取締役会に出席し、適宜意見を表明するとともに、定期的に開催する監査役会において常勤監査役から内部監査の状況、重要な会議の内容、閲覧した重要書類の概要、内部統制の状況等について報告を受けております。また、監査役、内部監査担当者及び会計監査人

間での3者ミーティングを定期的を開催し、相互の連携を取ることで、それぞれの監査の実効性や質的向上を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社における監査役監査は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名にて実施しており、全員が社外監査役であります。

常勤監査役の高橋慎一郎は、証券会社にて上場準備会社への支援・指導や内部管理体制整備に関する豊富な経験を有し、また、上場準備会社の顧問や監査役としての業務経験も有することから、監査役として必要な財務及び会計に関する知見を有しており、それらを当社の監査役監査に活かしております。

非常勤監査役の平松直樹は、税理士資格を有し、大手税理士法人でのIT企業やベンチャー企業の税務戦略、M&A及び資本政策に関する豊富な経験を有しており、それらを当社の監査役監査に活かしております。

非常勤監査役の山添千加美は、公認会計士として大手監査法人にて長年企業の会計監査業務に携わり、財務、会計等に関する高度な知識、経験を有しており、また、事業会社の監査役としての業務経験から、監査役として必要な財務及び会計に関する知見を有しており、それらを当社の監査役監査に活かしております。

各監査役は、監査役会で策定された監査計画に基づき、監査役監査につきましては、3名の監査役による監査役会を月1回開催する他、取締役会への出席、常勤監査役による重要会議出席、決裁書類の閲覧等を行うこととしており、取締役及び各部門の業務遂行につき監査を行っております。当事業年度の監査役会の開催回数と個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

| 氏名 | 開催回数 | 出席回数 |
|--------|------|------|
| 高橋 慎一郎 | 14回 | 14回 |
| 平松 直樹 | 14回 | 14回 |
| 山添 千加美 | 14回 | 14回 |

当社の監査役会は原則として月1回開催され、必要に応じて随時開催することとしており、具体的な検討内容は以下のとおりであります。

- ・ 監査計画及び監査方針の策定
- ・ 取締役会及び取締役の意思決定並びに取締役の職務執行の有効性
- ・ 予算の妥当性
- ・ 業績状況の確認
- ・ 内部統制システムの構築・整備の基本方針に基づく運用状況の確認
- ・ リスク管理体制、コンプライアンス体制の整備状況及びモニタリング実施状況の確認
- ・ 競業取引及び利益相反取引
- ・ 監査法人の職務執行の有効性

内部監査の状況

当社は独立した内部監査部門を設けておりませんが、管理部門に所属する2名及び管理部門以外の部門に所属する1名が内部監査担当者として、自己の所属する部門を除く全部門に対して監査を実施しております。内部監査担当者は、代表取締役社長が承認した年間の内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、その監査結果を代表取締役社長に報告するとともに、各部門に対し、改善事項の指摘や指導、改善状況のフォローアップを行っております。

内部監査の実効性を確保するための取り組みとして、内部監査担当者は、監査役及び会計監査人と定期的なミーティングを行い、監査に必要な情報の共有を図っております。さらに、監査役監査と内部監査の有機的な連携を目的として、内部監査の実施に際し、常勤監査役への情報共有と意見交換を行い、適宜連携を図っております。また、必要に応じ、内部監査に関する重要事項を取締役会や監査役会へ報告する体制となっております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

b. 継続監査期間

4年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 中野 秀俊

指定有限責任社員 業務執行社員 石倉 毅典

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他12名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査が適切に実施されることを担保するため、十分な品質管理、当社事業に対する十分な理解、監査報酬の適切性、監査責任者と当社役員との間での適切なコミュニケーション、不正リスクに対する十分な配慮等の観点から、監査法人の候補の選定、解任または不再任を決定する際の方針としております。

なお、太陽有限責任監査法人は、金融庁から2023年12月26日付で契約の新規の締結に関する業務の停止3カ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、すでに監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規締結を除く。）の処分を受けております。

当社は、太陽有限責任監査法人について、必要な独立性及び専門性を有していること、当社の業務に対して効率的な監査業務を実施できる規模を有していること、監査体制が整備されていること、監査計画が合理的かつ妥当であることを当社の選定方針に照らして確認するとともに、太陽有限責任監査法人の上記の処分についてその処分の内容、処分理由及び事案の概要をヒアリングしており、これらを総合的に判断したうえで選定しております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、監査法人に対して毎期評価を行っております。監査役会は監査法人と緊密なコミュニケーションを取っており、適時かつ適切に意見交換や監査状況を把握しております。当社の監査法人である太陽有限責任監査法人につきましては、独立性・専門性ともに問題はなく、当社の監査法人の職務執行に問題はないと評価しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

| 前事業年度 | | 当事業年度 | |
|----------------------|---------------------|----------------------|---------------------|
| 監査証明業務に基づく報酬 (千円) | 非監査業務に基づく報酬 (千円) | 監査証明業務に基づく報酬 (千円) | 非監査業務に基づく報酬 (千円) |
| 21,000 | - | 22,370 | 1,000 |

当社における非監査業務の内容は、新規上場に係るコンフォートレター作成業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、当社の会社規模、特性、監査日数等を考慮し、監査役会の同意を得たうえで決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けたうえで、会計監査人の監査計画の内容・会計監査の職務遂行状況について相当性を確認し、監査時間と報酬単価の精査を通じて報酬見積りの算出根拠・算定内容について検討した結果、会計監査人の監査報酬等は妥当であると判断し会社法第399条第1項の同意をしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の報酬の限度額（使用人兼務取締役の使用人としての給与を除く）は、2023年3月30日開催の定時株主総会において年間2億円以内と決議されており、当該株主総会の決議に係る取締役の員数は6名（うち社外取締役は3名）であります。また、監査役の報酬の限度額は、2023年3月30日開催の定時株主総会において年間50,000千円以内と決議されており、当該株主総会の決議に係る監査役の員数は3名（うち社外監査役は3名）であります。

取締役の報酬額は、株主総会で決定された総額限度内において、各取締役の職務・職責・成果などの評価、類似企業の役員報酬水準、当社の経営状況を総合的に鑑みて代表取締役が原案を作成いたします。代表取締役が作成した取締役の報酬額は、社外取締役から意見を聴取したうえで、取締役会決議により決定しております。監査役の報酬につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、その職責を基準に監査役会にて協議を行い、決定しております。

当事業年度の取締役の報酬額は、2024年3月28日の取締役会の決議により決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額(千円) | | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|--------------------|----------------|----------------|--------|-------|-----------------|-----------------------|
| | | 固定報酬 | 業績連動報酬 | 退職慰労金 | 左記のうち 非金銭報酬等 | |
| 取締役 (社外取締役を除く。) | 55,200 | 55,200 | - | - | - | 3 |
| 監査役 (社外監査役を除く。) | - | - | - | - | - | - |
| 社外役員 | 19,650 | 19,650 | - | - | - | 5 |

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの
該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2024年1月1日から2024年12月31日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成していません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、社内規程やマニュアルの整備を行うとともに、セミナーへの参加や参考図書によって情報収集を行っております。また、監査法人と緊密に連携し、情報収集を行うとともに、監査法人等各種団体の主催する会計関連セミナーへの積極的な参加や、経営財務等の専門書の購読等により、会計基準の変更等について適切かつ的確に対応しております。

1 【財務諸表等】
(1) 【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2023年12月31日) | 当事業年度 (2024年12月31日) |
|-------------|------------------------|------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 319,540 | 972,053 |
| 売掛金 | 61,226 | 85,525 |
| 商品 | 24,610 | 17,384 |
| 前渡金 | 18,942 | - |
| 前払費用 | 12,865 | 18,125 |
| その他 | 2,548 | 13,306 |
| 貸倒引当金 | 352 | 548 |
| 流動資産合計 | 439,380 | 1,105,847 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物附属設備 | 18,649 | 30,568 |
| 工具、器具及び備品 | 20,633 | 26,878 |
| 減価償却累計額 | 23,053 | 15,679 |
| 有形固定資産合計 | 16,228 | 41,767 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 9,416 | 28,999 |
| ソフトウェア仮勘定 | 10,178 | 23,575 |
| 特許権 | - | 283 |
| その他 | - | 1,882 |
| 無形固定資産合計 | 19,594 | 54,741 |
| 投資その他の資産 | | |
| 敷金 | 30,662 | 15,391 |
| 長期前払費用 | 2,521 | 1,344 |
| 繰延税金資産 | 27,568 | 9,864 |
| その他 | 794 | - |
| 投資その他の資産合計 | 61,547 | 26,600 |
| 固定資産合計 | 97,370 | 123,109 |
| 資産合計 | 536,751 | 1,228,956 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2023年12月31日) | 当事業年度 (2024年12月31日) |
|---------------|------------------------|------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 12,610 | 19,052 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 2,100 | - |
| 短期借入金 | - | 90,000 |
| 未払金 | 33,558 | 30,280 |
| 未払費用 | 10,687 | 23,748 |
| 未払法人税等 | 1,278 | 26,206 |
| 未払消費税等 | 36,845 | 13,512 |
| 契約負債 | 14,573 | 28,761 |
| 預り金 | 11,070 | 18,235 |
| その他 | 213 | 1,147 |
| 流動負債合計 | 122,937 | 250,944 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 21,875 | - |
| 固定負債合計 | 21,875 | - |
| 負債合計 | 144,812 | 250,944 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 99,000 | 383,999 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 412,625 | 697,625 |
| 資本剰余金合計 | 412,625 | 697,625 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 119,686 | 103,613 |
| 利益剰余金合計 | 119,686 | 103,613 |
| 株主資本合計 | 391,938 | 978,011 |
| 純資産合計 | 391,938 | 978,011 |
| 負債純資産合計 | 536,751 | 1,228,956 |

【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) | 当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) |
|--------------|---|---|
| 売上高 | 1,040,169 | 1,232,218 |
| 売上原価 | 172,602 | 216,348 |
| 売上総利益 | 867,566 | 1,015,869 |
| 販売費及び一般管理費 | 2,376,202 | 2,393,804 |
| 営業利益 | 101,364 | 78,065 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 2 | 91 |
| 保険返戻金 | - | 663 |
| 助成金収入 | - | 358 |
| 受取配当金 | 0 | - |
| 還付金収入 | 154 | 64 |
| その他 | 331 | 547 |
| 営業外収益合計 | 489 | 1,724 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 421 | 696 |
| 上場関連費用 | 3,300 | 20,217 |
| 事務所移転費用 | - | 9,687 |
| その他 | 73 | 430 |
| 営業外費用合計 | 3,795 | 31,032 |
| 経常利益 | 98,057 | 48,758 |
| 税引前当期純利益 | 98,057 | 48,758 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,278 | 14,980 |
| 法人税等調整額 | 12,123 | 17,704 |
| 法人税等合計 | 10,844 | 32,684 |
| 当期純利益 | 108,902 | 16,073 |

【売上原価明細書】

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) | | 当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) | | |
|---------|----------|---|------------|---|------------|---------|
| | | 金額(千円) | 構成比 (%) | 金額(千円) | 構成比 (%) | |
| 労務費 | | | 42,154 | 28.0 | 47,507 | 26.6 |
| 経費 | | | 108,385 | 72.0 | 131,090 | 73.4 |
| 計 | | | 150,540 | 100.0 | 178,598 | 100.0 |
| 期首商品棚卸高 | | 17,944 | | | 24,610 | |
| 当期商品仕入高 | | 28,728 | | | 30,525 | |
| 小計 | | 46,672 | | | 55,135 | |
| 期末商品棚卸高 | | 24,610 | 22,062 | | 17,384 | 37,750 |
| 売上原価 | | | 172,602 | | | 216,348 |

原価計算の方法

原価計算の方法は、実際原価による個別原価計算を採用しております。

主な内訳は、次のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度(千円) | 当事業年度(千円) |
|--------|-----------|-----------|
| サーバ利用料 | 80,993 | 96,550 |
| 外注費 | 19,183 | 25,544 |

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | 純資産合計 |
|---------|--------|---------|---------|---------------------|---------|---------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 株主資本合計 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 99,000 | 412,625 | 412,625 | 228,589 | 228,589 | 283,035 | 283,035 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | 108,902 | 108,902 | 108,902 | 108,902 |
| 当期変動額合計 | - | - | - | 108,902 | 108,902 | 108,902 | 108,902 |
| 当期末残高 | 99,000 | 412,625 | 412,625 | 119,686 | 119,686 | 391,938 | 391,938 |

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | 純資産合計 |
|-----------------|---------|---------|---------|---------------------|---------|---------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 株主資本合計 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 99,000 | 412,625 | 412,625 | 119,686 | 119,686 | 391,938 | 391,938 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 新株の発行 | 283,562 | 283,562 | 283,562 | | | 567,124 | 567,124 |
| 新株の発行（新株予約権の行使） | 1,437 | 1,437 | 1,437 | | | 2,875 | 2,875 |
| 当期純利益 | | | | 16,073 | 16,073 | 16,073 | 16,073 |
| 当期変動額合計 | 284,999 | 284,999 | 284,999 | 16,073 | 16,073 | 586,073 | 586,073 |
| 当期末残高 | 383,999 | 697,625 | 697,625 | 103,613 | 103,613 | 978,011 | 978,011 |

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) | 当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) |
|-------------------------|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税引前当期純利益 | 98,057 | 48,758 |
| 減価償却費及びその他の償却費 | 20,111 | 25,218 |
| 貸倒引当金の増減額(は減少) | 306 | 195 |
| 受取利息及び受取配当金 | 2 | 91 |
| 支払利息 | 421 | 696 |
| 上場関連費用 | - | 20,217 |
| 売上債権の増減額(は増加) | 7,519 | 24,298 |
| 棚卸資産の増減額(は増加) | 6,665 | 7,225 |
| 前渡金の増減額(は増加) | 9,603 | 18,942 |
| 前払費用の増減額(は増加) | 37 | 9,110 |
| 仕入債務の増減額(は減少) | 1,290 | 6,442 |
| 未払金の増減額(は減少) | 1,066 | 3,170 |
| 契約負債の増減額(は減少) | 3,298 | 14,188 |
| 未払消費税等の増減額(は減少) | 29,016 | 23,333 |
| その他 | 1,985 | 21,641 |
| 小計 | 147,815 | 103,520 |
| 利息及び配当金の受取額 | 2 | 91 |
| 利息の支払額 | 421 | 696 |
| 法人税等の支払額 | 732 | 1,292 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 146,663 | 101,623 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有形固定資産の取得による支出 | 5,168 | 41,106 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 11,648 | 43,317 |
| 敷金及び保証金の差入による支出 | 16,112 | - |
| 敷金及び保証金の回収による収入 | - | 17,108 |
| その他 | 2,148 | 2,397 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 35,077 | 64,918 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 短期借入れによる収入 | - | 90,000 |
| 長期借入金の返済による支出 | 10,560 | 23,975 |
| 株式の発行による収入 | - | 569,999 |
| 上場関連費用の支出 | - | 20,217 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 10,560 | 615,807 |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | 101,024 | 652,512 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 218,516 | 319,540 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 319,540 | 972,053 |

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----------|--------|
| 建物附属設備 | 10～18年 |
| 工具、器具及び備品 | 3～15年 |

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

まず、「カイクラ」を利用するためには、アダプターをカイクラユーザーの拠点に設置する必要があり、これに関する料金を初期料金として請求します。この設置業務については、アダプターをカイクラユーザーの拠点に設置し、それが完了した時点において履行義務が充足されると判断していることから、設置工事が完了した時点で収益を認識しております。

また、固定電話への入電のポップアップ機能や通話録音などの機能については、インターネットを經由して継続的にサービスを提供し、その利用料金を月額利用料金としてカイクラユーザーから収受しております。これについては、「カイクラ」サービスの提供期間にわたって収益を認識しております。

さらに、SMSなどの従量制サービスについては、インターネットを經由して継続的にサービスを提供し、その利用量に応じた料金をカイクラユーザーから収受しております。これについては、従量制サービスの提供時点で収益を認識しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|--------|--------|-------|
| 繰延税金資産 | 27,568 | 9,864 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に基づき、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングにより繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは、将来の見通しを考慮した中期経営計画を基礎としております。

主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる将来の中期経営計画における主要な仮定は、獲得ユーザー数、売上単価及び月次解約率の予測に基づく売上高の見込みであります。この仮定は、収益力増加のための広告宣伝及び販売促進施策の期待効果、過去の実績、顧客の市場動向等を反映しております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定である売上高の見込みは、将来の不確実な経営環境及び当社の経営状況の影響を受けます。したがって、実際の課税所得の発生時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度の財務諸表において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、ます。

(貸借対照表関係)

当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (2023年12月31日) | 当事業年度 (2024年12月31日) |
|------------|------------------------|------------------------|
| 当座貸越極度額の総額 | - 千円 | 330,000千円 |
| 借入実行残高 | - | 90,000 |
| 差引額 | - | 240,000 |

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益の分解情報」に記載しております。

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度45.9%、当事業年度40.4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度54.1%、当事業年度59.6%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) | 当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) |
|----------|---|---|
| 給与手当 | 228,893千円 | 279,706千円 |
| 支払手数料 | 59,035 | 94,289 |
| 広告宣伝費 | 61,926 | 61,022 |
| 減価償却費 | 13,563 | 24,951 |
| 貸倒引当金繰入額 | 237 | 548 |
| 販売手数料 | 94,889 | 106,622 |

3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

| | 前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) | 当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) |
|--|---|---|
| | 49,473千円 | 41,952千円 |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

| | 当事業年度期首株式数(株) | 当事業年度増加株式数(株) | 当事業年度減少株式数(株) | 当事業年度末株式数(株) |
|--------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 28,734 | 2,663,586 | - | 2,692,320 |
| A種優先株式 | 5,527 | - | 5,527 | - |
| B種優先株式 | 3,461 | - | 3,461 | - |
| C種優先株式 | 21,742 | - | 21,742 | - |
| D種優先株式 | 7,844 | - | 7,844 | - |
| 合計 | 67,308 | 2,663,586 | 38,574 | 2,692,320 |

(変動事由の概要)

- (1) 普通株式の増加数の内容は、次のとおりであります。
種類株式から普通株式への転換による増加 38,574株
株式分割による増加 2,625,012株
- (2) A種優先株式の減少数の内容は、次のとおりであります。
種類株式から普通株式への転換による減少 5,527株
- (3) B種優先株式の減少数の内容は、次のとおりであります。
種類株式から普通株式への転換による減少 3,461株
- (4) C種優先株式の減少数の内容は、次のとおりであります。
種類株式から普通株式への転換による減少 21,742株
- (5) D種優先株式の減少数の内容は、次のとおりであります。
種類株式から普通株式への転換による減少 7,844株

2. 自己株式に関する事項

| | 当事業年度期首株式数(株) | 当事業年度増加株式数(株) | 当事業年度減少株式数(株) | 当事業年度末株式数(株) |
|--------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| A種優先株式 | - | 5,527 | 5,527 | - |
| B種優先株式 | - | 3,461 | 3,461 | - |
| C種優先株式 | - | 21,742 | 21,742 | - |
| D種優先株式 | - | 7,844 | 7,844 | - |
| 合計 | - | 38,574 | 38,574 | - |

(変動事由の概要)

- (1) 優先株式の増加数の内容は、次のとおりであります。
優先株式の取得による増加 38,574株
- (2) 優先株式の減少数の内容は、次のとおりであります。
種類株式の消却による減少 38,574株

3. 新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当事業年度末残高(千円) |
|------|---------------------|------------------|--------------------|---------|---------|--------|--------------|
| | | | 当事業年度期首 | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末 | |
| 提出会社 | ストック・オプションとしての新株予約権 | - | - | - | - | - | - |
| 合計 | | - | - | - | - | - | - |

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

| | 当事業年度期首株式数（株） | 当事業年度増加株式数（株） | 当事業年度減少株式数（株） | 当事業年度末株式数（株） |
|-------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 2,692,320 | 472,000 | - | 3,164,320 |
| 合計 | 2,692,320 | 472,000 | - | 3,164,320 |

（変動事由の概要）

普通株式の増加数の内容は、次のとおりであります。

東京証券取引所グロース市場への株式上場に伴う公募増資による新株発行による増加 467,000株

新株予約権の行使に伴う新株発行による増加 5,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数（株） | | | | 当事業年度末残高（千円） |
|------|---------------------|------------------|--------------------|---------|---------|--------|--------------|
| | | | 当事業年度期首 | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末 | |
| 提出会社 | ストック・オプションとしての新株予約権 | - | - | - | - | - | - |
| 合計 | | - | - | - | - | - | - |

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 （自 2023年1月1日 至 2023年12月31日） | 当事業年度 （自 2024年1月1日 至 2024年12月31日） |
|-----------|---|---|
| 現金及び預金 | 319,540千円 | 972,053千円 |
| 現金及び現金同等物 | 319,540 | 972,053 |

（リース取引関係）

（借主側）

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金計画に照らし必要な資金を第三者割当増資または銀行借入により調達しております。また、資金運用に関しては安全性の高い預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握と早期回収を図っております。

借入金には主に運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、1年以内であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は決済代行会社に業務を委託するとともに回収遅延債権については個別に把握及び対応を行う体制としております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は財務担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2023年12月31日）

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|-----------|------------------|--------|--------|
| 長期借入金(*2) | 23,975 | 22,951 | 1,023 |
| 負債計 | 23,975 | 22,951 | 1,023 |

(*1)現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金並びに未払法人税等は、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

当事業年度（2024年12月31日）

該当事項はありません。

(*1)現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金並びに未払法人税等は、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度(2023年12月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 319,540 | - | - | - |
| 売掛金 | 61,226 | - | - | - |
| 合計 | 380,767 | - | - | - |

当事業年度(2024年12月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 972,053 | - | - | - |
| 売掛金 | 85,525 | - | - | - |
| 合計 | 1,057,578 | - | - | - |

2. 短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(2023年12月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金 | 2,100 | 2,100 | 2,100 | 2,100 | 2,100 | 13,475 |
| 合計 | 2,100 | 2,100 | 2,100 | 2,100 | 2,100 | 13,475 |

当事業年度(2024年12月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 短期借入金 | 90,000 | - | - | - | - | - |
| 合計 | 90,000 | - | - | - | - | - |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前事業年度(2023年12月31日)

| 区分 | 時価(千円) | | | |
|-------|--------|--------|------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 長期借入金 | - | 22,951 | - | 22,951 |
| 負債計 | - | 22,951 | - | 22,951 |

当事業年度(2024年12月31日)
該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 |
|---------------------------|--|--|
| 決議年月日 | 2015年12月2日 | 2017年7月10日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 外部協力者 1 | 当社取締役 1 外部協力者 1 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(株)(注) | 普通株式 20,000 | 普通株式 105,600 |
| 付与日 | 2015年12月28日 | 2017年8月25日 |
| 権利確定条件 | 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 | 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 |
| 対象勤務期間 | 定めておりません。 | 定めておりません。 |
| 権利行使期間 | 2016年2月1日～2026年3月31日 | 2019年8月1日～2027年7月31日 |

| | 第3回新株予約権 | 第4回新株予約権 |
|---------------------------|--|--|
| 決議年月日 | 2018年5月28日 | 2020年9月17日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役 1 | 当社取締役 1 当社従業員 42 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(株)(注) | 普通株式 28,680 | 普通株式 160,000 |
| 付与日 | 2018年5月31日 | 2020年10月30日 |
| 権利確定条件 | 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 | 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 |
| 対象勤務期間 | 定めておりません。 | 定めておりません。 |
| 権利行使期間 | 2020年6月1日～2028年4月30日 | 2022年10月30日～2030年6月18日 |

| 第5回新株予約権 | |
|----------------------------|--|
| 決議年月日 | 2022年12月26日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役 4 当社監査役 3 当社従業員 45 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(株) (注) | 普通株式 149,320 |
| 付与日 | 2022年12月26日 |
| 権利確定条件 | 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 |
| 対象勤務期間 | 定めておりません。 |
| 権利行使期間 | 2024年12月27日～2032年12月15日 |

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況
ストック・オプションの数

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 | 第4回新株予約権 | 第5回新株予約権 |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 権利確定前(株) | | | | | |
| 前事業年度末 | - | - | - | - | 140,520 |
| 付与 | - | - | - | - | - |
| 失効 | - | - | - | - | 16,400 |
| 権利確定 | - | - | - | - | 124,120 |
| 未確定残 | - | - | - | - | - |
| 権利確定後(株) | | | | | |
| 前事業年度末 | 20,000 | 105,600 | 28,680 | 97,840 | - |
| 権利確定 | - | - | - | - | 124,120 |
| 権利行使 | - | 5,000 | - | - | - |
| 失効 | - | - | - | 400 | - |
| 未行使残 | 20,000 | 100,600 | 28,680 | 97,440 | 124,120 |

(注) 2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

単価情報

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 | 第4回新株予約権 | 第5回新株予約権 |
|---------------------------|------------|------------|------------|------------|-------------|
| 決議年月日 | 2015年12月2日 | 2017年7月10日 | 2018年5月28日 | 2020年9月17日 | 2022年12月26日 |
| 権利行使価格 (円) | 25 | 575 | 650 | 663 | 700 |
| 行使時平均株価 (円) | - | 843 | - | - | - |
| 付与日における公 正な評価単価 (円) | - | - | - | - | - |

(注) 2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の価格を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日において、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。

なお、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、直近の第三者割当増資時の株価、またはDCF法により算出した価額を基礎として算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

| | |
|---|----------|
| 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 71,906千円 |
| 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 | 1,340千円 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度 (2023年12月31日) | 当事業年度 (2024年12月31日) |
|------------------------|------------------------|------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 税務上の繰越欠損金(注)2 | 290,615千円 | 280,825千円 |
| 減価償却超過額 | 4,041 | 2,869 |
| 未払賞与 | - | 2,639 |
| その他 | 7,078 | 5,823 |
| 繰延税金資産小計 | 301,736 | 292,158 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2 | 267,712 | 275,520 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | 6,454 | 6,774 |
| 評価性引当額小計(注)1 | 274,167 | 282,294 |
| 繰延税金資産合計 | 27,568 | 9,864 |
| 繰延税金資産の純額 | 27,568 | 9,864 |

(注)1. 評価性引当額が8,127千円増加しております。主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の増加によるものです。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2023年12月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) | 合計 (千円) |
|------------------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|---------------|
| 税務上の繰越欠損金 (1) | - | - | - | 33,696 | - | 256,918 | 290,615 |
| 評価性引当額 | - | - | - | 10,794 | - | 256,918 | 267,712 |
| 繰延税金資産 | - | - | - | 22,902 | - | - | (2) 22,902 |

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金290,615千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産22,902千円を計上しております。これは、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断したためであります。

当事業年度(2024年12月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) | 合計 (千円) |
|------------------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|--------------|
| 税務上の繰越欠損金 (1) | - | - | 23,906 | - | 103,529 | 153,388 | 280,825 |
| 評価性引当額 | - | - | 18,601 | - | 103,529 | 153,388 | 275,520 |
| 繰延税金資産 | - | - | 5,305 | - | - | - | (2) 5,305 |

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金280,825千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産5,305千円を計上しております。これは、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断したためであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 前事業年度 (2023年12月31日) | 当事業年度 (2024年12月31日) |
|--------------------|------------------------|------------------------|
| 法定実効税率 | 30.6% | 30.6% |
| (調整) | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | - | 2.2 |
| 評価性引当額の増減 | 43.0 | 16.7 |
| 住民税均等割 | 1.3 | 9.9 |
| その他 | 0.0 | 7.6 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 11.1 | 67.0 |

(資産除去債務関係)

当社は、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復に関わる債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益の分解情報

当社は、カイクラ事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) | 当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) |
|---------------|---|---|
| 初期売上 | 151,320 | 190,532 |
| 月額売上 | 747,481 | 871,850 |
| 従量課金売上 | 138,927 | 164,620 |
| その他売上 | 2,440 | 5,215 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 1,040,169 | 1,232,218 |
| その他の収益 | - | - |
| 外部顧客への売上高 | 1,040,169 | 1,232,218 |

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた契約負債の残高

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|------------|----------|----------|
| 契約負債（期首残高） | 11,274千円 | 14,573千円 |
| 契約負債（期末残高） | 14,573千円 | 28,761千円 |

契約負債は主に月額売上に関する前受金であります。当該契約負債は、「カイクラ」サービスの提供時期が到来した段階で収益として認識され、取り崩されます。

前事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、11,274千円であります。

当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、14,573千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、残存履行義務に配分した取引価格について、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、カイクラ事業のみの単一セグメントであり、重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| | 前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) | 当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) |
|-------------------|---|---|
| 1株当たり純資産額 | 145.58円 | 309.07円 |
| 1株当たり当期純利益 | 40.45円 | 5.27円 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | - | 5.08円 |

- (注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 当社は、2024年3月27日に東京証券取引所グロース市場に上場したため、当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から当事業年度の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
3. 当社は、2023年9月29日開催の取締役会決議により、2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) | 当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) |
|--|---|---|
| 1株当たり当期純利益 | | |
| 当期純利益(千円) | 108,902 | 16,073 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益(千円) | 108,902 | 16,073 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 2,692,320 | 3,051,902 |
| (うち普通株式数(株)) | (1,741,180) | (3,051,902) |
| (うちA種優先株式数(株)) | (136,282) | (-) |
| (うちB種優先株式数(株)) | (85,340) | (-) |
| (うちC種優先株式数(株)) | (536,104) | (-) |
| (うちD種優先株式数(株)) | (193,414) | (-) |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | | |
| 当期純利益調整額(千円) | - | - |
| 普通株式増加数(株) | - | 113,307 |
| (うち新株予約権(株)) | (-) | (113,307) |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要 | 新株予約権5種類 (新株予約権9,816個 普通株式392,640株) | - |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

| 資産の種類 | 当期首残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (千円) | 当期末残高 (千円) | 当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円) | 当期償却額 (千円) | 差引当期末残高 (千円) |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------------------|---------------|-----------------|
| 有形固定資産 | | | | | | | |
| 建物附属設備 | 18,649 | 30,568 | 18,649 | 30,568 | 1,529 | 11,754 | 29,038 |
| 工具、器具及び備品 | 20,633 | 14,388 | 8,142 | 26,878 | 14,149 | 7,237 | 12,728 |
| 有形固定資産計 | 39,282 | 44,956 | 26,792 | 57,447 | 15,679 | 18,991 | 41,767 |
| 無形固定資産 | | | | | | | |
| ソフトウェア | 42,759 | 27,610 | - | 70,369 | 41,370 | 8,026 | 28,999 |
| ソフトウェア仮勘定 | 10,178 | 38,938 | 25,540 | 23,575 | - | - | 23,575 |
| 特許権 | - | 319 | - | 319 | 36 | 36 | 283 |
| その他 | - | 1,882 | - | 1,882 | - | - | 1,882 |
| 無形固定資産計 | 52,937 | 68,750 | 25,540 | 96,147 | 41,406 | 8,063 | 54,741 |
| 長期前払費用 | 2,521 | - | 1,176 | 1,344 | - | - | 1,344 |

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

| | | |
|-----------|---------------------------|----------|
| 建物附属設備 | オフィス移転に伴う設備投資 | 30,568千円 |
| 工具、器具及び備品 | オフィス移転に伴う器具備品及びパソコン等備品の購入 | 14,388千円 |
| ソフトウェア | ソフトウェア仮勘定からの振替 | 25,540千円 |
| ソフトウェア仮勘定 | 次期基幹システム等の開発 | 38,938千円 |

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

| | | |
|--------|-------------|----------|
| 建物附属設備 | オフィス移転に伴う除却 | 18,649千円 |
|--------|-------------|----------|

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

| 区分 | 当期首残高 (千円) | 当期末残高 (千円) | 平均利率 (%) | 返済期限 |
|------------------------|---------------|---------------|-------------|------|
| 短期借入金 | - | 90,000 | 1.27 | - |
| 1年以内に返済予定の長期借入金 | 2,100 | - | - | - |
| 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く) | 21,875 | - | - | - |
| 合計 | 23,975 | 90,000 | - | - |

(注) 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

【引当金明細表】

| 科目 | 当期首残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (目的使用) (千円) | 当期減少額 (その他) (千円) | 当期末残高 (千円) |
|-------|---------------|---------------|-------------------------|------------------------|---------------|
| 貸倒引当金 | 352 | 548 | 352 | - | 548 |

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

| 区分 | 金額(千円) |
|------|---------|
| 現金 | 75 |
| 預金 | |
| 普通預金 | 871,977 |
| 定期預金 | 100,000 |
| 合計 | 972,053 |

ロ．売掛金

相手先別内訳

| 相手先 | 金額(千円) |
|-------------------|--------|
| NTTコミュニケーションズ株式会社 | 6,264 |
| 栃木ダイハツ販売株式会社 | 3,667 |
| 宮城ダイハツ販売株式会社 | 3,160 |
| 株式会社青森ダイハツモータース | 2,792 |
| 新潟中央ホンダ販売株式会社 | 2,528 |
| その他 | 67,111 |
| 合計 | 85,525 |

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

| 当期首残高 (千円) | 当期発生高 (千円) | 当期回収高 (千円) | 当期末残高 (千円) | 回収率(%) | 滞留期間(日) |
|---------------|---------------|---------------|---------------|------------------------------------|--|
| (A) | (B) | (C) | (D) | $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$ | $\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{366}$ |
| 61,226 | 775,732 | 751,433 | 85,525 | 89.8 | 35 |

ハ．商品

| 区分 | 金額(千円) |
|----------------|--------|
| サイクルアダプター及び付属品 | 17,384 |
| 合計 | 17,384 |

流動負債
イ．買掛金

| 相手先 | 金額(千円) |
|----------------------|--------|
| 富士通株式会社 | 8,054 |
| 株式会社メディア4u | 5,857 |
| NDIソリューションズ株式会社 | 861 |
| VONAGE Business INC. | 740 |
| KCP株式会社 | 652 |
| その他 | 2,887 |
| 合計 | 19,052 |

ロ．短期借入金

| 区分 | 金額(千円) |
|------------|--------|
| 株式会社三井住友銀行 | 30,000 |
| 株式会社りそな銀行 | 30,000 |
| 株式会社みずほ銀行 | 30,000 |
| 合計 | 90,000 |

(3)【その他】

当事業年度における半期情報等

| | 中間会計期間 | 当事業年度 |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売上高(千円) | 593,598 | 1,232,218 |
| 税引前中間(当期)純利益 (千円) | 8,052 | 48,758 |
| 中間(当期)純利益(千円) | 472 | 16,073 |
| 1株当たり中間(当期)純利 益(円) | 0.16 | 5.27 |

第6【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|---|--|
| 事業年度 | 毎年1月1日から同年12月31日まで |
| 定時株主総会 | 毎事業年度終了後3か月以内 |
| 基準日 | 毎年12月31日 |
| 剰余金の配当の基準日 | 毎年6月30日、毎年12月31日 |
| 1単元の株式数 | 100株 |
| 単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 - 無料 |
| 公告掲載方法 | 電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.thinca.co.jp/ |
| 株主に対する特典 | 該当事項はありません。 |

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類

2024年2月21日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

2024年3月8日及び2024年3月18日関東財務局長に提出。

2024年2月21日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(3) 臨時報告書

2024年3月27日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

2024年4月2日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2024年5月2日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

(4) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第10期）（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）2024年3月29日関東財務局長に提出。

(5) 四半期報告書及び確認書

（第11期第1四半期）（自 2024年1月1日 至 2024年3月31日）2024年5月15日関東財務局長に提出。

(6) 半期報告書及び確認書

（第11期中）（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）2024年8月14日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年3月28日

株式会社シンカ
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中野 秀俊 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石倉 毅典 印

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社シンカの2024年1月1日から2024年12月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シンカの2024年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

| 繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性 | |
|--|---|
| 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由 | 監査上の対応 |
| <p>会社は、当事業年度の貸借対照表において、繰延税金資産を9,864千円計上している。このうち、注記事項（税効果会計関係）に記載されているとおり、税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産が5,305千円含まれている。</p> <p>また、注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、会社は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングにより繰延税金資産の回収可能性を判断している。</p> <p>課税所得の見積りは、将来の見通しを考慮した中期経営計画を基礎としており、その主要な仮定は、獲得ユーザー数、売上単価及び月次解約率の予測に基づく売上高の見込みである。この仮定には経営者の判断が伴うため、見積りの不確実性が高い。</p> <p>以上のことから、当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性が、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p> | <p>当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づく企業分類の妥当性について、過去の税務上の欠損金の発生状況及び翌期の一時差異等加減算前課税所得の見積りに照らして検討した。 前事業年度の繰延税金資産の回収可能性の判断に用いた当事業年度の一時差異等加減算前課税所得の見積りと実績を比較することにより、見積りの不確実性を検討した。 将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金の解消見込年度のスケジューリングの妥当性について、経営者へ質問するとともに関連証憑を閲覧することによって検討した。 将来の課税所得の見積りの基礎となった中期経営計画が取締役会において適切に承認されていることを確かめた。 中期経営計画に含まれる主要な仮定の合理性を評価するため、獲得ユーザー数、売上単価及び月次解約率の予測に基づく売上高の見込みについて、経営者に質問するとともに、過去実績からの趨勢分析を実施した。また、会社の主要製品の市場占有率を踏まえた拡販施策の内容を把握し、中期経営計画に適切に反映されていることを確かめた。 |

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。